

年金相談 マニュアル

通知編

平成23年度版



日本年金機構

Japan Pension Service

通知
国民年金適用 保険料】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
納付書	領収（納付受託）済通知書	定時...年2回（4月・7月） 随時...資格取得など被保険者の異動 再発行...納付書紛失 再発行...納付書紛失 過年度...未納者対策として機構本部より 振替不能分...振替不能分を機構本部より	1
	領収済通知書	毎月月末までに収納された督促保険料について、指定期間を超えて払い込みをされた場合に延滞金を調査決定して発行される。	2
免除・納付猶予	国民年金保険料免除理由該当通知書	被保険者より国民年金保険料免除理由該当届（法定免除）の提出があり、免除が認められたとき。	3
	国民年金保険料免除理由消滅通知書	被保険者より国民年金保険料免除理由消滅届（法定免除）の提出の提出があり、免除理由が消滅していると認められたとき。	4
	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	被保険者より国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出があり、承認されたとき。	5
		〃（手作成）	6
	国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書	被保険者より国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出があり、承認されなかったとき。	7
		〃（手作成）	8
	国民年金保険料免除・納付猶予取消承認通知書	被保険者より国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書の提出があり、承認されたとき。	9
〃（手作成）		10	
学生納付特例	国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書	被保険者より、学生納付特例申請書の提出があり、承認されたとき。	11
		〃（手作成）	12
	国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書	被保険者より、学生納付特例申請書の提出があり、承認されなかったとき。	13
		〃（手作成）	14
付加	国民年金付加保険料納付申出受理通知書	被保険者より付加保険料納付申出書を受理したとき。	15
	国民年金付加保険料納付被保険者非該当通知書	付加保険料を納付する被保険者に該当しなくなったとき。（事務センター）	16
		〃（年金事務所）	17
	国民年金付加保険料納付被保険者非該当通知書	付加保険料を納付する被保険者に該当しなくなったとき。	18

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
口座振替・クレジット	国民保険料の口座振替開始（変更）のお知らせ	被保険者より、口座振替開始（変更）申出書の提出があり、口座振替を開始するとき。	19
	国民保険料口座振替額通知書	口座振替を利用している方に対し、年1回口座振込日及び保険料額を通知する。	21
	国民年金保険料口座振替停止のお知らせ	被保険者より、口座振替辞退申出書の提出があり、口座振替を停止するとき。	23
	国民年金保険料口座振替不能のお知らせ	被保険者より、口座振替開始（変更）申出書の提出があったものの口座振替不能となったとき。（不能理由等を出力）	24
	国民年金保険料クレジットカード納付のお知らせ	被保険者より、クレジットカード納付開始（変更）・納付辞退申出書の提出があり結果を通知するとき。（納付開始（変更）・納付辞退の内容によって、印字される内容は相違）	25
	国民年金保険料クレジット納付額通知書	クレジット納付を利用している方に対し、年1回納付予定日及び保険料額を通知する。	27
	クレジットカードの有効性確認結果のお知らせ	被保険者より、クレジットカード納付開始（変更）申出があったもののクレジットカードが有効でないとき。	29
追納	国民年金保険料追納申込承認通知書	被保険者より、国民年金保険料追納申込書の提出があり、承認されたとき。	30
還付・充当	国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書・還付請求書	資格喪失・資格記録訂正・免除該当・重複納付等により、過誤納付があったとき。	31
	国民年金過誤納保険料充当通知書	過誤納付保険料を未納期間に充当したとき。	32
督促・差押	国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）	国民年金保険料の滞納者の市区町村から提供を受けた所得情報及び個別訪問等による納付督促の結果を踏まえ、十分な納付負担能力がありながら、度重なる納付督促等を行っても納付の履行がないとき。	33
	督促状	最終催告状を発送した後も納付の履行がない場合や、納付計画の提出はあるものの、履行がない場合、納付期限（指定期限）の指定をして送付する。	34
	差押予告通知書	督促状を発送した後に、納付又は納付意思が確認できない場合、引き続き納付の履行がない場合に、財産の差押を実施する旨を伝えるときに送付する。	35
資格取得	国民年金第3号被保険者資格該当通知書	被保険者より国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届の提出があり、3号被保険者資格該当と認められたとき。	36
	国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書	被保険者より国民年金任意加入被保険者資格取得申出書の提出があり、任意加入資格を取得したとき。	37
	国民年金についてのお知らせ 国民年金被保険者資格喪失通知書（ハガキ）	国民年金被保険者期間満了喪失月の翌月に送付される。 < 期間満了日 > ・第1号被保険者及び第3号被保険者の場合は60歳到達日 ・65歳以上任意加入被保険者の場合は喪失予定年 ・65歳未満の任意加入被保険者の場合は65歳到達日	38

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
控除証明書	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	9月30日までに納付有者。11月上旬発送	39
		10月1日～12月31日までにその年始めて納付 2月上旬発送	41
		再交付用（インサーター）	43
		再交付用（一括再発行はがき）	45

【年金受給者】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
年金証書	国民年金・厚生年金保険年金証書・決定通知書	新規決定時	47
		共済年金証書・決定通知書	〃
	国民年金証書・決定通知書	〃（障害）	51
	国民年金証書・決定通知書	新規決定時	52
	厚生年金保険 年金証書・決定通知書	〃	53
	船員保険年金証書	〃	54
初回支払通知	国民年金・厚生年金保険初回支払額のお知らせ	遡って支払う場合等（次回以降も調整有の場合等）	55
		遡って支払う場合等（今回のみ調整の場合等）	57
額変通知	国民年金・厚生年金保険決定通知書・支給額変更通知書	支給額等が変更になった時	59
		出力イメージ	61
		通知書文言一覧	63
改定通知	国民年金・厚生年金保険年金額改定通知書	年金額の改定があったとき	71
		厚生年金保険 年金額改定通知書	〃
	共済年金額改定通知書	〃	75
	船員保険年金額改定通知書	〃	77
	船員保険年金額改定通知書（旧法）	〃	79

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
改定通知	国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書	年金額の改定があったとき(振込通知書兼)	81
	厚生年金保険 年金額改定 通知書	"	83
	共済年金額改定通知書	"	85
振込通知	年金振込通知書（年金額改 定なし）	年1通知 6月上旬 銀行/ゆうちょ銀行共通	87
	年金振込通知書（年金額改 定あり）	年1通知 6月上旬（別途改定通知送付） 銀行/ゆうちょ銀行共通	89
	年金振込通知書	随時 振込額・振込先金融機関変更時 銀行/ゆうちょ銀行共通	91
	船員保険年金振込通知書 （旧法）	定時 6月上旬 銀行/ゆうちょ銀行共通	93
		随時 振込額・振込先金融機関変更時 銀行/ゆうちょ銀行共通	95
	国民年金・厚生年金送金通 知書	ゆうちょ銀行（郵便局）での窓口払いのとき	97
	厚生年金送金通知書	"	99
	国民年金送金通知書	"	101
	国民年金（基礎年金）の支 払いに関する通知書	年1通知 6月上旬（単一基礎） 銀行/ゆうちょ銀行共通（銀行見本）	103
		"（ゆうちょ見本）	105
		随時 振込額・振込先金融機関変更時 銀行/ゆうちょ銀行共通	107
未支給	未支給年金・保険給付決定 通知書	未支給年金の給付が決定したとき	109
	未支給年金・保険給付不該 当通知書	未支給年金の給付が無い場合	111
	未支給年金・保険給付送金 通知書	支払日の前（受取金融機関がゆうちょの場合）	113
	未支給年金・保険給付振込 通知書	"（受取金融機関が銀行等の場合）	115
	国民年金（基礎年金）の支 払いに関する通知書	翌月上旬共済年金支払時に支払（受取金融機関が銀 行等の場合）	117
		"（受取金融機関がゆうちょの場合）	119
事前通知	次回の診断書の提出につい て（お知らせ）	現況時の診断書の審査終了後	121
		" 年金コード26・63（20歳前障害者）	123

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
源泉	公的年金等の源泉徴収票	毎年1月31日までに交付 課税対象年金（老齢・退職）のみ	125
		年金給付の決定変更に伴い過年分の支払が行われた 場合その支払月の上旬	127
	公的年金等の源泉徴収票 （遡及裁定時の過年分源泉）	過年に遡って年金の新規決定が行われた場合で初回 支払月の上旬	129
失権	年金失権通知書	失権したとき	131
時効特 例・遅延 加算金	時効特例給付のお支払いに ついて（お知らせ）	機構本部で再決定処理（65歳諸変更再決定を除 く。）を行った時効特例給付該当の「年金証書・決 定通知書」に同封する。	133
		機構本部で65歳諸変更再決定を行った時効特例給付 該当の「決定通知書・支給額変更通知書」に同封す る。	135
		未支給の時効特例給付該当者に対し送付する「未支 給決定通知書」に同封する。	137
	国民年金・厚生年金保険・ 船員保険・共済年金 時効 特例給付支払決定通知書 （表面）	時効特例給付が決定したとき（特例法1条・2条、付 則2条、受給者用・未支給者用）	139
	国民年金・厚生年金保険・ 船員保険・共済年金 時効 特例給付支払決定通知書 （裏面）	” （決定通知書の裏面。各制度共通）	143
	時効特例給付支払内訳書 （新法）	時効特例給付支払決定通知書に添付	145
	” （旧法）	”	147
	時効特例給付支払内訳書・ 遅延特別加算金支払内訳書 （新法）	時効特例給付と遅延加算金を同時に支払う場合に決 定通知書に添付	149
	” （旧法）	”	151
	「時効特例給付」及び「遅 延特別加算金」のお支払に ついて（お知らせ）	時効特例給付と遅延加算金を同時に支払う場合の送 付状	153
	国民年金・厚生年金保険・ 船員保険・共済年金 時効 特例給付不支給決定通知書 （表面）	時効特例給付が無い場合（受給者・未支給者）	155
	国民年金・厚生年金保険・ 船員保険・共済年金 時効 特例給付不支給決定通知書 （裏面）	” （決定通知書の裏面。各制度共通）	157
	国民年金・厚生年金保険・ 船員保険・共済年金 遅延 特別加算金支払決定通知書	遅延加算金が決定したとき	159
” （未支給年金）	” （未支給）	161	

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 遅延特別加算金不支給決定通知書	遅延加算金が無い場合	163
	〃（未支給年金）	〃（未支給）	165
給付証明	年金額等について	源泉徴収票が送付されない障害年金や遺族年金について支払（支給）額についての証明の依頼があったとき。	167
	年金額等について（回答）	額変の再交付できない場合に年金額の証明の依頼があったとき（年金額歴史画面の額を証明）	168
	別紙	必要に応じて年金額等について（回答）の説明文書として添付	169

【その他】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
障害手当金	厚生年金保険障害手当金決定通知書	障害手当金が決定したとき	171
海外送金	国民年金・厚生年金送金通知書	海外居住の年金受給者への送金時（短期以外新法）	173
	厚生年金送金通知書	〃（旧法厚生年金）	174
	国民年金送金通知書	〃・旧法国民年金・旧法短期）	175
脱一	国民年金・厚生年金保険 脱退一時金支給決定通知書	脱退一時金の支給が決定したとき	177
	国民年金・厚生年金保険 脱退一時金不支給通知書	脱退一時金の給付がされないとき	179
	国民年金・厚生年金保険 脱退一時金送金通知書	脱一を送金したとき	183
債権	払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）	納入告知書（領収済通知書）に同封	185
	領収済通知書	返納金がある場合（厚生年金勘定）	186
		〃（国民年金勘定）	187
		〃（基礎年金勘定）	188
	過払額の充当について	死亡者に過払があり、当該遺族年金で返納する場合	189
	返納金の分割納付について	分割返納金の納付遅れがあった場合	190

基礎年金番号 期間】

種類	通知書名	出力（発送）契機	頁
基礎年金番号	年金加入期間確認通知書	請求書により求めた場合	191
	被保険者記録照会回答票（096-1）	電話・インターネットによる見込額試算結果に同封等	193
	基礎年金番号通知書（共済加入者）	共済からの情報提供により基礎年金番号を払い出した場合	195
	基礎年金番号についてのお問い合わせ	基礎年金番号通知書に同封	197
ねんきんネットID・パスワード	「ねんきんネットご利用に伴うユーザID・パスワードのお知らせ」	ID・パスワードの発行申し込みがあった場合	199
	「ねんきんネットお申し込みの審査結果について」	ID・パスワード申し込んだが発行できなかった場合	203
	発送用封筒		207
見込み額	年金見込額のお知らせ（出力イメージ）	年金見込額を依頼した方へ送付	209
	年金加入記録のお知らせ（出力イメージ）	年金見込額のお知らせに同封	210
	年金見込額試算結果について	受給要件を満たしていなかった場合（年金加入記録のお知らせも同封）	211
	年金見込額試算について	インターネット申込み分で本人確認できない場合	212
	年金見込額のお知らせ 送付用封筒		213
定期便（23年度）	「ねんきん定期便」本体（58歳通知）（平成23年度）	平成23年度誕生月（58歳または、50歳以上で全期間再交付希望者）	215
	リーフレット	〃 平成23年度定期便に同封	223
	送付状	〃 平成23年度定期便に同封	227
	ねんきん定期便本体（50歳以上・特定年齢以外）（平成23年度）	平成23年度誕生月（50歳以上・特定年齢以外）	229
	リーフレット	〃 平成23年度定期便に同封	233
	送付状	〃 平成23年度定期便に同封	237
	ねんきん定期便本体（35歳・45歳）（平成23年度）	平成23年度誕生月（35歳・45歳）（平成23年度）	239
	リーフレット	〃 平成23年度定期便に同封	249

種類	通知書名	出力(発送)契機	頁
	送付状	" 平成23年度定期便に同封	253
	ねんきん定期便本体(50歳未満・特定年齢以外)(平成23年度)	平成23年度誕生月(50歳未満・特定年齢以外)	255
	リーフレット	" 平成23年度定期便に同封	261
	送付状	" 平成23年度定期便に同封	265
	ねんきん定期便本体(在老)(平成23年度)	平成23年度誕生月(年金受給者で現役被保険者)	267
	リーフレット	" 平成23年度定期便に同封	271
	送付状	" 平成23年度定期便に同封	273
	ねんきん定期便本体(在老・全期間再交付)(平成23年度)	年金受給者で現役被保険者の再交付(全期間表示)	275
	リーフレット	" 再交付(全期間)に同封	283
	送付状	" 再交付(全期間)に同封	287
	回答票	平成23年度定期便共通(送付時同封)	289
	返信用封筒(平成23年度)	平成23年度定期便共通(送付時同封)	291
	発送用封筒(平成23年度)	平成23年度定期便送付時(35歳・45歳・58歳または再交付で全期間希望者)	293
		平成23年度定期便送付時(上記以外の方)	295
定期便(22年度)	「ねんきん定期便」本体(58歳通知)(平成22年度)	平成22年度誕生月(58歳または、50歳以上で全期間再交付希望者)	297
	リーフレット	" 平成22年度定期便に同封	305
	送付状	" 平成22年度定期便に同封	309
	ねんきん定期便本体(50歳以上・特定年齢以外)(平成22年度)	平成22年度誕生月(50歳以上・特定年齢以外)	311
	リーフレット	" 平成22年度定期便に同封	315
	送付状	" 平成22年度定期便に同封	319

種類	通知書名	出力(発送)契機	頁
	ねんきん定期便本体(35歳・45歳)(平成22年度)	平成22年度誕生月(35歳・45歳)(平成22年度)	321
	リーフレット	" 平成22年度定期便に同封	331
	送付状	" 平成22年度定期便に同封	335
	ねんきん定期便本体(50歳未満・特定年齢以外)(平成22年度)	平成22年度誕生月(50歳未満・特定年齢以外)	337
	リーフレット	" 平成22年度定期便に同封	343
	送付状	" 平成22年度定期便に同封	347
	ねんきん定期便本体(在老)(平成22年度)	平成22年度誕生月(年金受給者で現役被保険者)	349
	リーフレット	" 平成22年度定期便に同封	353
	送付状	" 平成22年度定期便に同封	355
	ねんきん定期便本体(在老・全期間再交付)(平成22年度)	年金受給者で現役被保険者の再交付(全期間表示)	357
	リーフレット	" 再交付(全期間)に同封	365
	送付状	" 再交付(全期間)に同封	369
	回答票	平成22年度定期便共通(送付時同封)	371
	返信用封筒(平成22年度)	平成22年度定期便共通(送付時同封)	373
	発送用封筒(平成22年度)	平成22年度定期便送付時(35歳・45歳・58歳または再交付で全期間希望者)	375
		平成22年度定期便送付時(上記以外の方)	377

領収(納付受託)済通知書

国庫金 国民年金

82401 0343 6118 00066421 厚生労働省年金局(国民年金)

納付目的 国民年金保険料 ()

納付期間 年 月分～ 年 月分

納付書発行年月日 年 月 日

基礎年金番号 国民年金勘定業務勘定

保険料 円
延滞金 円
合計額 円

住所

氏名

年度 厚生労働省
年金特別会計(0343)
上記の合計額を領収しました。
領収(納付受託)日付印

あて先 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 〒100-8918 東京都千代田区霞が関1-2-2

注 延滞金は、督促を受けた場合に限り督促状に記載されているところによって納付してください。

領収(納付受託)控

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料 ()

納付期間 年 月分～ 年 月分

納付書発行年月日 年 月 日

基礎年金番号 国民年金勘定業務勘定

保険料 円
延滞金 円
合計額 円

住所

氏名

年度 厚生労働省
年金特別会計(0343)
上記の合計額を領収しました。
領収(納付受託)日付印

取扱庁名 厚生労働省年金局(国民年金) (00066421) (収納機関用)

納付書・領収(納付受託)証書

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料 ()

納付期間 年 月分～ 年 月分

納付書発行年月日 年 月 日

基礎年金番号 国民年金勘定業務勘定

保険料 円
延滞金 円
合計額 円

住所

氏名

年度 厚生労働省
年金特別会計(0343)
上記の合計額を領収しました。
領収(納付受託)日付印

上記のとおり納付してください。

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は
歳入代理店、郵便局(簡易郵便局を
含む)、納付受託機関、日本
年金機構の年金事務所(詳しくは
裏面をご覧ください)

取扱庁名 厚生労働省年金局(国民年金) (00066421) (納付者渡し)

※裏面に説明を必ずお読みください。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この「納付書・領収(納付受託)証書」は大切に保管してください。

＜納付場所のご案内＞

- 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店
(全国の銀行、信用金庫の本店または支店、郵便局(簡易郵便局を含む))
- 納付受託機関
 - 農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合の本所または支所
 - 信用組合の本店または支店
 - 労働金庫の本店または支店
 - 信用金庫(日本銀行の歳入代理店業務を行わないもの)の本店または支店
 - 下記のコンビニエンスストア
 - セブンイレブン
 - ファミリーマート
 - サークルK
 - デイリーヤマザキ
 - ポプラグループ
 - ポプラ
 - 生活彩家
 - くらしハウス
 - スリーエイト
 - ローソン
 - サンクス
 - ミニストップ
 - セイコーマート
 - am/pm
 - コミュニティストア
 - スリーエフ
 - ココストア
 - セーブオン

※一部取扱いを行っていない金融機関もあります。

＜納付方法＞

納付書に記載されている金額の保険料を添えて、上記の納付場所の窓口にお出してください。

詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

＜ご注意＞

※ 保険料は「納付期」までに納めてください。

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」と法令で定められております。

納付期限までに保険料を納めないと、万が一の病気やケガにより障害を負われた場合に受けられる障害基礎年金や、亡くなられた被保険者により生計を維持されていた遺族(子のある妻または子)が受けられる遺族基礎年金が、受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。

(なお、納付期限を超過した場合でも、期限から2年間はこの納付書で保険料を納めることができます。ただし、付加保険料は納付期限を超過すると納められません(農業者年金の被保険者を除く)。新たな納付書を発行しますので、お近くの年金事務所までご連絡ください。)

※ 「使用期限」と表示のある納付書は、期限を超過するとその納付書では保険料を納められませんので、ご注意ください。

＜電子納付(Pay-easy)がご利用できます＞

この納付書はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。Pay-easy(ペイジー)がご利用いただけるかどうかは、納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。

領収済通知書

国庫金 国民年金

0343 6118 00065037 厚生労働省年金局

55075

住所

氏名

様

あて先 歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2

(領収済通知書送付先)
日本年金機構内 厚生労働省年金局
〒168-8503
東京都杉並区高井戸西3-5-24

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店。

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

(厚生労働省年金局送付用)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

領収控

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料

納付期間 年 月分～ 年 月分

納付書発行年月日 年 月 日

基礎年金番号 国民年金勘定
番号 勘定

保険料 円

延滞金 円

合計額 円

住所

氏名

様

厚生労働省
年金特別会計(0343)

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

(収納機専用)

取扱庁名 厚生労働省年金局
(00065037)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納付書・領収証書

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料

納付期間 年 月分～ 年 月分

納付書発行年月日 年 月 日

基礎年金番号 国民年金勘定
番号 勘定

保険料 円

延滞金 円

合計額 円

住所

氏名

様

厚生労働省
年金特別会計(0343)

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

上記のとおり納付してください。

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店、日本年金機構
年金事務所

取扱庁名 厚生労働省年金局
(00065037)

(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

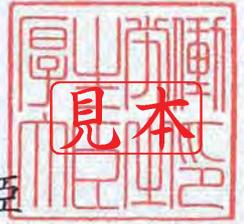
受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月

上記の通り、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による

保険給付を行うことに決定したことを証します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



厚生年金保険 年金決定通知書

厚生年金 該当条文 厚生年金保険法 第 条の

支給開始年 月	基 本 額 (円)	加 給 年 金 額 (円) または加算額	繰下げによる 加 算 額 (円)	支 給 停 止 額 (円)	年 金 額 (円)
年 月					

被保険者の種別 実期間(月) 平均標準報酬月額及
平均標準報酬額(P)

- 平成15年3月までの 1~4種
- 平成15年4月以降の 1~4種
- 平成15年3月までの基金1~3種
- 平成15年4月以降の基金1~3種
- 昭和61年3月までの 3種
- 平成 3年3月までの 3種
- 昭和61年3月までの基金 3種
- 平成 3年3月までの基金 3種

停止事由 停止期間 年 月 から 年 月 まで

加給年金額対象者(配偶者 (区分))子 人) 遺族加算区分

被保険者期間計 月 (厚年戦時加算 月 船保戦時加算 月 沖縄農林 月 みなし被保険者期間 月) 旧令期間 月 沖縄免除期間

国民年金 年金決定通知書

基礎年金 該当条文 国民年金法 第 条の

支給開始年 月	基 本 額 (円)	加 算 額 (円)	繰下げによる 加 算 額 (円)	繰上げによる 減 算 額 (円)	支 給 停 止 額 (円)	年 金 額 (円)
年 月						

国民年金の保険料納付済期間等計

- 納 付 月 免除
- 第1号・第3号の保険料納付済期間等
- 納 付
- 内 全額免除 月 4分の3免除
- 半額免除 月 4分の1免除
- 賦 付 加
- 第2号の保険料納付済期間
- 厚生年金保険
- 共 済 組 合

停止事由 停止期間 年 月 から 年 月 まで

加算額対象者 人 障害の等級 級 号 診断書の種類

次回診断書提出年月 年 月

上記のとおり決定しましたので通知します。

様 平成 年 月 日

厚生労働大臣



注 意 事 項

- この年金証書は、あなたが国民年金・厚生年金保険の年金を受ける権利を有することを証する書類です。大切に保管しておいてください。
- この年金証書をなくしたり、破いたり、または汚したりしたときは、お近くの年金事務所に申請して再交付を受けることができます。
- 受給権者が亡くなったときは、ご遺族の方が、速やかに死亡届および死亡に関する証明書とともに、この年金証書を次のところへご提出ください。
提出先 (1) 国民年金のみの受給権者が亡くなったときは、お近くの年金事務所または住所地の市区町村役場
(2) 厚生年金保険のみの受給権者または国民年金と厚生年金保険の両方の受給権者が亡くなったときは、お近くの年金事務所

※ 詳細については同封の「冊子」をよくお読みください。

年金決定通知書の記載事項の説明

決定通知書の年金額等は、あなたがはじめて年金の受給権を取得したときの状態で計算したものです。したがって、その後に年金額等に変更があるときは、後日、直近の年金額等を記載した「年金決定通知書・支給額変更通知書」により通知します。
(例えば、受給権を取得した時点で在職中の方は在職による停止額がかかったままとなりますが、その後退職されていれば、停止額を解除する通知を後日お送りします。)

1 厚生年金保険 年金決定通知書

- (1) 「停止事由」欄の数字は、それぞれ次の事由により年金額の一部(または全部)が支給停止されていることを表しています。

01	厚生年金保険の被保険者等であるため
07	業務上の事由による障害または死亡のため、他の法律による障害補償または遺族補償を受けることができるため
09	障害または死亡について第三者から損害賠償を受けることができるため
10	共済組合等の組合員または加入者であるため
13	子にあっては同順位の母が年金を受給しているため、遺族基礎年金の受給権を有していない妻にあっては子が遺族基礎年金を受給しているため、または夫にあっては子が年金を受給しているため
15	繰上げによる老齢基礎年金を受給しているため
17	60歳に達していないため
70	老齢厚生年金(退職共済年金)との調整により、年金の支給を停止したため

- (2) 被保険者の種別のうち3種および基金3種の「実期間」には、給付たる被保険者の期間(任意結託被保険者の期間を含む。)が含まれています。
- (3) 「平均標準報酬月額」は、厚生年金保険(旧船員保険)に加入していた全部の期間のうち、平成15年3月までの標準報酬月額を平均したものです。
また、「平均標準報酬額」は、厚生年金保険(旧船員保険)に加入していた全部の期間のうち、平成15年4月以降の標準報酬月額と標準賞与額の総額を平均したものです。
- (4) 「沖繩免除期間」欄の数字は、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律」により国民年金法による保険料免除期間とみなされた月数です。
- (5) 「加給年金額対象者」欄の配偶者の項については、厚生年金保険において加給年金額が支給されること、または国民年金において振替加算額が支給されることに表示されます。なお、区分に数字があるときは、それぞれ次のことを表しています。

1	老齢基礎年金に振替加算額が支給されている
2	老齢基礎年金の振替加算額が支給停止されている
3	老齢(障害)厚生年金に加給年金額が支給されている
4	老齢(障害)厚生年金の加給年金額が支給停止されている
5	老齢(障害)厚生年金に加給年金額(終身)が支給されている
6	老齢(障害)厚生年金の加給年金額(終身)が支給停止されている
(6)	「遺族加算区分」欄に数字があるときは、それぞれ次のことを表しています。
1	遺族厚生年金に中高齢加算額が支給されている
2	遺族厚生年金の中高齢加算額が支給停止されている
3	遺族厚生年金に経過的寡婦加算額が支給されている

表記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、年金請求書の提出先(市区町村、年金事務所)の所在地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省)に審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

また、共済組合等(国家公務員共済組合および地方公務員共済組合連合会を除く。)が行った障害基礎年金に係る障害の程度の審査に関する決定に不服があるときは、当該共済組合等に係る被用者年金各法に定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査請求をすることになります。

4	遺族厚生年金の経過的寡婦加算額が支給停止されている
5	遺族厚生年金に遺族基礎年金相当加算額が支給されている
6	遺族厚生年金の遺族基礎年金相当加算額が支給停止されている

2 国民年金 年金決定通知書

- (1) 「停止事由」欄の数字は、それぞれ次の事由により、基本額の一部(または全部)が支給停止されていることを表しています。

01, 07, 09, 10	厚生年金保険 年金決定通知書の(1)の説明と同様
13	同順位である母が、遺族基礎年金を受けられるため
14	生計を同じくする父または母がいるため
58	恩給・労災等の年金を受けることができるため
60	寡婦年金の場合で、60歳に達していないため
61	20歳前障害基礎年金の場合で、○監獄・労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき ○少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき ○日本国内に住所を有しないときによる支給停止
62	20歳前障害基礎年金の場合で、政令で定める額により年金の支給を停止としました
65	20歳前障害基礎年金の場合で、政令で定める額により年金の支給を一部停止としました

- (2) 保険料納付済期間等の欄の月数は、老齢基礎年金を決定した場合であって、基本額計算の基礎となったものです。

3 診断書の種類

「診断書の種類」欄の数字は、障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を指定したもので、次のことを表しています。
なお、「次回診断書提出年月」欄に「**」で表示されている場合は、診断書の提出が不要であることを表しています。

1	障害の現状に関する届出が不要
2	呼吸器疾患の障害用の診断書およびレントゲンフィルムの添付が必要
3	循環器疾患の障害用の診断書の添付が必要
4	聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、言語機能の障害用の診断書の添付が必要
5	眼の障害用の診断書の添付が必要
6	肢体の障害用の診断書の添付が必要
7	精神の障害用の診断書の添付が必要
8	腎疾患、肝疾患、糖尿病の障害用の診断書の添付が必要
9	血液・造血器、その他の障害用の診断書の添付が必要

共 済 年 金 証 書

年金の種類

基礎年金番号

年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日

年 月 日生

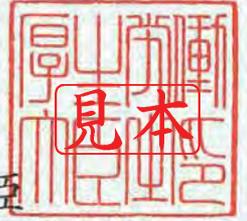
受給権を取得した年月

年 月

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）により、国家公務員共済組合法による長期給付を上記のとおり行うことに決定したことを証します。

年 月 日

厚生労働大臣



共済年金 年金決定通知書

支給開始年月	基本額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰下げによる加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)

停止事由 停止期間 年 月 から 年 月 まで
 加給年金額対象者〔配偶者 (区分) 子 人〕 遺族加算区分

組合員期間	恩給	旧長期	控除	新法	組合員期間計 (61.3.31まで)	新共済 (平成15年3月まで)	新共済 (平成15年4月以降)	組合員期間合計	戦務加算月数	基礎年金月数
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
俸給	平成15年3月までの平均標準報酬月額(円)			平成15年4月以降の平均標準報酬額(円)						
	仮定俸給 (円)			61.3.31 恩給俸給年額 (円)		61.3.31 旧法俸給年額 (円)		61.3.31 新法俸給年額 (円)		

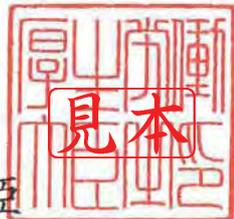
障害の等級 級 号 診断書の種類 次回診断書提出年月 年 月

上記のとおり決定しましたので通知します。

様

年 月 日

厚生労働大臣



注 意 事 項

- 1 この年金証書は、あなたが国家公務員共済組合法の年金を受ける権利を有することを証する書類です。大切に保管しておいてください。
- 2 この年金証書をなくしたり、破いたり、またはよごしたりしたときは、お近くの年金事務所に申請して再交付を受けることができます。
- 3 受給権者が死亡したときは、遺族の方が、速やかに死亡届および死亡に関する証明書とともに、この年金証書をお近くの年金事務所にご提出ください。

年 金 決 定 通 知 書 の 記 載 事 項 の 説 明

決定通知書の年金額等は、あなたがはじめて年金の受給権を取得したときの状態で計算したものです。したがって、その後に年金額等に変更があるときは、後日、直近の年金額等を記載した「年金決定通知書・支給額変更通知書」により通知します。(例えば、受給権を取得した時点で在職中の方は在職による停止額がかかったままとなりますが、その後退職されていれば、停止額を解除する通知を後日お送りします。)

1 共済年金 年金決定通知書

- (1) 「停止事由」欄の数字は、それぞれ次の事由により基本となる年金額の一部（または全部）が支給停止されていることを表しています。

01, 40	厚生年金保険の被保険者等であるため
02, 03 20	他の年金を受けることができるため
08, 42	支給停止の申出がおこなわれたため、または行政処分によるため
17, 45	支給開始年齢に達していないため
41	国家公務員共済組合連合会などから差額年金を受給したため
44	業務上の事由による障害または死亡のため、他の法律による傷害補償または遺族補償を受けることができるため

- (2) 「平均標準報酬月額」は、国家公務員共済組合に加入していた全部の期間のうち、平成15年3月までの標準報酬月額を平均したものです。

また、「平均標準報酬額」は、国家公務員共済組合に加入していた全部の期間のうち、平成15年4月以降の標準報酬月額と標準賞与額の総額を平均したものです。

- (3) 「加給年金額対象者」欄の配偶者の項については、加給年金額が支給されるときに表示されます。なお、区分に数字があるときは、それぞれ次のことを表しています。

1	退職（障害）共済年金に加給年金額が支給されている。
2	退職（障害）共済年金の加給年金額が支給停止されている。
3	退職（障害）共済年金に加給年金額（終身）が支給されている。
4	退職（障害）共済年金の加給年金額（終身）が支給停止されている。
5	退職年金に加給年金額が支給されている。
6	退職年金の加給年金額が支給停止されている。

- (4) 「遺族加算区分」欄に数字があるときは、それぞれ次のことを表わしています。

1	遺族共済年金に中高齢寡婦加算額が支給されている。
2	遺族共済年金の中高齢寡婦加算額が支給停止されている。
3	遺族共済年金に経過的寡婦加算額が支給されている。
4	遺族共済年金の経過的寡婦加算額が支給停止されている。
5	遺族年金に寡婦加算額が支給されている。
6	遺族年金の寡婦加算額が支給停止されている。
7	遺族年金に扶養加算額が支給されている。
8	遺族年金に寡婦加算額および扶養加算額が支給されている。
9	遺族年金の寡婦加算額・扶養加算額のうち、寡婦加算額が支給停止されている。

2 診断書の種類

「診断書の種類」欄の数字は、障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否およびその種類を指定したもので、次のことを表しています。

なお、「次回診断書提出年月」欄に「**」で表示されている場合は、診断書の提出が不要であることを表しています。

1	障害の現状に関する届出が不要
2	呼吸器疾患の障害用の診断書およびレントゲンフィルムの添付が必要
3	循環器疾患の障害用の診断書の添付が必要
4	聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、言語機能の障害用の診断書の添付が必要
5	眼の障害用の診断書の添付が必要
6	肢体の障害用の診断書の添付が必要
7	精神の障害用の診断書の添付が必要
8	腎疾患、肝疾患、糖尿病の障害用の診断書の添付が必要
9	血液・造血器、その他の障害用の診断書の添付が必要

表記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で、年金請求書の提出先（市区町村、年金事務所）の所在地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※ 詳細については同封の「冊子」をよくお読みください。

0131

国民年金証書

年金の種類 年金

基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日

受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法によって年金給付を行うことに決定したことを証します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



国民年金 年金決定通知書
 基本となる年金額 加算額 減算額 支給停止額 年金額 支給開始年月 支給停止年月 件と事由
 円 円 円 円 円 年 月 年 月

該当条文 旧国民年金法 第 条の 第 項 第 号

被保険者期間 (内訳1 内訳2 内訳3 内訳4 内訳5)
 月 (月 月 月 月 月)
 加算の対象となる子等 母子加算表示
 人

障害等級 診断書の種類 次回提出年月
 級 号 年 月

上記のとおり決定しましたので通知します。

様 平成 年 月 日

厚生労働大臣



記載事項の説明

- 「支給停止事由」欄の数字は、それぞれ次の事由により基本となる年金額の一部（または全部）が支給停止されていることを表わしています。
 - [03]、[04]は、他の年金を受けることができるため
 - [06]は、受給権者の所在が不明のため
 - [07]は、業務上の事由による障害または死亡のため他の法律による障害補償または遺族補償を受けることができるため
 - [08]は、支給停止の申出が行われたため、または行政処分によるため
 - [09]は、障害または死亡について第三者から損害賠償を受けることができるため
 - [11]は、障害等級に該当する障害の状態に該当しないため
 - [51]は、同一障害による公的年金を受けることができるため（一部停止）
 - [52]は、同一障害による公的年金を受けることができるため（全額停止）
 - [53]は、夫死亡による公的年金を受けることができるため（公的年金相当額停止）
 - [54]は、夫死亡による公的年金を受けることができるため（三分の一または五分の二停止）
 - [55]は、遺児年金の受給権者が母子（準母子）年金の支給要件該当者または加算対象者であるため（一部停止）
 - [56]は、遺児年金の受給権者が母子（準母子）年金の支給要件該当者または加算対象者であるため（全額停止）
 - [59]は、母子年金受給による準母子年金の停止
 - [60]は、寡婦年金の受給権者が60歳未満であるため
- 「該当条文」欄の旧国民年金法とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の国民年金法をいうものです。
- 「被保険者期間」欄は、国民年金に加入していた月数を表わし、その内容はそれぞれ次のことを表わします。
 - 内訳1 保険料納付済期間の月数 内訳2 保険料免除期間の月数
 - 内訳3 差額保険料未納期間の月数 内訳4 差額保険料免除期間の月数
 - 内訳5 保険料未納期間の月数
- 「加算の対象となる子等」欄は、加算の対象となる子等の人数を表わします。母子（準母子）年金の場合、この人数から1人を除いた人数が計算の基になります。
- 「母子加算表示」欄は、母子（準母子）年金を受給の方の場合で、「1」は母子加算に該当、「2」は母子加算に該当するが停止されていることを表わしています。

注意事項

- この年金証書はあなたが国民年金の年金を受ける権利を有することを証する書類です。大切に保管しておいてください。
- この年金証書をなくしたり、またはよごしたりしたときは近くの年金事務所に申請して再交付を受けることができます。
- 受給権者が亡くなったときは遺族の方が速やかに死亡届および死亡に関する証明書とともに、この年金証書を住所地の市区町村役場へ提出してください。

表記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
 なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金証書

年金の種類 年金

基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日

受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法によって年金給付を行うことに決定したことを証します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣



記載事項の説明

- 「加算額」欄は、支給の繰下げの申出をしたときの加算すべき額を表わします。
- 「減算額」欄は、支給の繰上げの請求をしたときの減算すべき額を表わします。
- 「停止事由」欄の数字は、それぞれ次のことを表わします。
「1」は、他の年金を選択しているため
「2」は、届書等が提出されなかったため
- 「被保険者期間」欄は、国民年金に加入していた月数を表わし、その内訳は、それぞれ次のことを表わします。
内訳 1 保険料納付済期間の月数 内訳 2 保険料免除期間の月数
内訳 3 差額保険料未納期間の月数 内訳 4 差額保険料免除期間の月数
内訳 5 保険料未納期間の月数
- 「付加月数」欄は、付加保険料納付済期間の月数を表わします。
- 「該当条文」欄の旧国民年金法とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第1条の規定による改正前の国民年金法をいうものです。

国民年金 年金決定通知書
 基本となる年金額 加算額 減算額 支給停止額 年金額 支給開始年月 支給停止年月 停止事由
 円 円 円 円 円 年 月 年 月

被保険者期間（内訳1 内訳2 内訳3 内訳4 内訳5）付加月数
月（ 月 月 月 月 月 ）月

該当条文 国民年金法 第 条の 第 項 第 号

上記のとおり決定しましたので通知します。

様

平成 年 月 日

厚生労働大臣



注意事項

- この年金証書は、あなたが国民年金の老齢年金（通算老齢年金）を受け権利があることを証する書類ですから大切に保管しておいてください。
- この年金証書をなくしたり、破いたり、または汚したりしたときは、お近くの年金事務所に申請して再交付を受けることができます。
- 受給権者が亡くなられたときは、遺族の方が、速やかに死亡届および死亡に関する証明書とともに、この年金証書をお近くの年金事務所へご提出ください。

表記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
 なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でない限り、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生年金保険年金証書

年金の種類 年金
 基礎年金番号 年金コード
 受給権者の氏名
 受給権者の生年月日 年 月 日
 受給権を取得した年月 年 月 日
 上記のとおり、厚生年金保険法によって保険給付を行うことに決定したことを証します。

厚生労働大臣



厚生年金保険 年金決定通知書

基本額 加給年金額または加算額 支給停止額 年金額 支給開始年月
 円 円 円 円 年 月

被保険者期間	被保険者実期間	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	被保険者期間計	月	旧令期間	月
平成15年3月までの1・2・3・4種	月	円	(厚年戦時加算)	月	沖繩免除期間	月
平成15年4月以降の1・2・3・4種	月	円	(みなし被保険者期間)	月		
昭和61年3月までの3種	月	円				
平成15年3月までの特別1・2・3種	月	円				
平成15年4月以降の特別1・2・3種	月	円				
昭和61年3月までの特別3種	月	円				
平成3年3月までの3種	月	円				
平成3年3月までの特別3種	月	円				
昭和31年3月までの船員期間	月	円				
平成3年3月までの船員期間	月	円				
平成15年4月以降の船員期間	月	円				
平成15年4月以降の船員期間	月	円				

障害等級 診断書の種別 次回診断書提出年月
 級号 年 月 年 月
 停止事由 停止期間 年 月から 年 月まで
 区分
 加給年金額対象者
 生年月日 病診 生年月日 病診 生年月日 病診

該当条文 旧厚生年金保険法 第 条の
 上記のとおり決定しましたので通知します。

様 年 月 日
 厚生労働大臣



記載事項の説明

- 年金決定通知書の年金額等は、受給権を取得したときの状態で計算したもので、その後、年金額等に変更があるときは、後日、直近の年金額等を記載した支給額変更通知書が送付されます。
- 「診断書の種別」欄の数字は、障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否およびその種別を指定したもので、それぞれ次のことを表します。

1	障害の現状に関する届出が不要
2	呼吸器系結核用の診断書の添付が必要
3	呼吸器系結核以外の障害用の診断書の添付が必要（昭和53年度からは、以下の「5」から「9」に細分）
4	呼吸器系結核以外の障害用の診断書およびレントゲンフィルムの添付が必要
5	眼、聴力、口腔障害用の診断書の添付が必要
6	肢体障害用の診断書の添付が必要
7	精神障害用の診断書の添付が必要
8	内部疾患（前記「2」を除く）用の診断書の添付が必要
9	その他の障害用の診断書の添付が必要

なお、上記「2」～「9」の提出年月は「次回診断書提出年月」欄によります。

- 「停止事由」欄の数字は、それぞれ次のことを表します。

01	厚生年金保険の被保険者であるため
02	他の年金を選択しているため、または、共済組合等から遺族年金の支給を受けることができるため
05	船員保険の年金を受給しているため
07	職務上の事由による障害または死亡のため、他の法律による障害補償または遺族補償を受けることができるため
09	障害または死亡について第三者から損害賠償を受けることができるため
10	通算老齢年金または特例老齢年金受給権者が厚生年金保険の船員被保険者であるため
13	遺族年金を配偶者が受給しているため

- 「加給年金額対象者」欄の数字は、それぞれ次のことを表します。

1	配偶者に対する加給年金額が72,000円支給される
2	配偶者に対する加給年金額が全額支給停止である

○読柄の数字は、「1」は配偶者、「2」は子

- 「沖繩免除期間」欄の月数は、「旧沖繩の復帰に伴う特別措置に関する政令」により、旧国民年金法による保険料免除期間とみなされた月数です。
- 「該当条文」欄の旧厚生年金保険法とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいいます。

注意事項

- この年金証書は、あなたが厚生年金保険の年金を受ける権利を有することを証する書類です。大切に保管しておいてください。
- この年金証書をなくしたり、破いたり、または汚したりしたときは、お近くの年金事務所へ申請して再交付を受けることができます。
- 受給権者が亡くなったときは、遺族の方が、速やかに死亡届および死亡に関する証明書とともに、この年金証書をお近くの年金事務所へご提出ください。

表記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、年金請求書の提出先（市区町村、年金事務所）の所在地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を述べた後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を述べなくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※ 同封の「冊子」をよくお読みください。
 0656

船員保険年金証書

年金の種類 年金

基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日

受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、船員保険法によって保険給付を行うことに決定したことを証します。

厚生労働大臣



船員保険 年金決定通知書

基本額 加給金額または加算額 支給停止額 年金額 支給開始年月
円 円 円 円 年 月

被保険者期間	被保険者実期間	平均標準報酬月額及び平均標準報酬額	被保険者期間計	月 (みなし被保険者期間)	月
平成15年3月までの 1・2・3・4歳	月	円	(厚年賦時加算)	月 旧今期間	月
平成15年4月以降の 1・2・3・4歳	月	円	(船保賦時加算)	月 沖繩免除期間	月
昭和61年3月までの3歳	月	円			
平成15年3月までの 特別1・2・3歳	月	円			
平成15年4月以降の 特別1・2・3歳	月	円			
昭和61年3月までの 特別1歳	月	円			
平成3年3月までの3歳	月	円			
平成3年3月までの 特別3歳	月	円			
昭和61年3月までの 船員期間	月	円			
平成15年3月までの 船員期間	月	円			
平成15年4月以降の 船員期間	月	円			

障害等級 診断書の種類 次回診断書提出年月 職務上外の別
級 号 年 月 年 月

停止事由	停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
区分			
加給金対象者			
生年月日	診断	生年月日	診断
	生年月日	診断	生年月日
	生年月日	診断	生年月日

原因発生年月 年 月 最終標準報酬月額 円
該当条文 旧船員保険法 第 条の

上記のとおり決定しましたので通知します。

様

年 月 日

厚生労働大臣



記載事項の説明

1 年金決定通知書の年金額等は、受給権を取得したときの状態で計算したもので、その後、年金額等に変更があるときは、後日、直近の年金額等を記載した支給額変更通知書が送付されます。

2 「診断書の種類」欄の数字は、障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否およびその種類を指定したもので、それぞれ次のことを表します。

1	障害の現状に関する届出が不要
2	呼吸器系諸病以外の診断書の添付が必要
3	呼吸器系諸病以外の障害用の診断書の添付が必要（昭和53年度からは、以下の「5」から「9」に細分）
4	呼吸器系諸病以外の障害用の診断書およびレントゲンフィルムの添付が必要
5	眼、聴力、口腔障害用の診断書の添付が必要
6	肢体障害用の診断書の添付が必要
7	精神障害用の診断書の添付が必要
8	内部疾患（前記「2」を除く）用の診断書の添付が必要
9	その他の障害用の診断書の添付が必要

3 「停止事由」欄の2桁の数字は、それぞれ次のことを表します。

01	厚生年金保険の被保険者であるため
02	他の年金を選択しているため
05	漁船短期高齢年金受給権者が厚生年金保険の被保険者であるため

07	他の法律による障害補償または遺族補償を受けることができるため
09	戦傷病者戦没者遺族等援護法により遺族補償を受けることができるため
10	通算高齢年金または特例高齢年金受給権者が厚生年金保険の被保険者であるため
13	遺族年金を配偶者が受給しているため

4 「加給金対象者」欄の数字は、それぞれ次のことを表します。

○区分に数字がある場合

1	配偶者に対する加給金が72,000円支給される
2	配偶者に対する加給金が全額支給停止である

○続柄の数字は、「1」は配偶者、「2」は子
○「診」（診断書）の数字は、左記「診断書の種類」欄の数字と同じ。

5 「沖繩免除期間」欄の月数は、「旧沖繩の復帰に伴う特別措置に関する政令」により、旧国民年金法による保険料免除期間とみなされた月数です。

6 「職務上・外の別」欄の数字は、それぞれ次のことを表します。

1	職務上の事由による
2	職務外の事由による

7 「原因発生年月」は、職務上の事故の発生した年月です。

8 「該当条文」欄の旧船員保険法とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第5条の規定による改正前の船員保険法をいいます。

注意事項

1 この年金証書は、あなたが船員保険の年金を受ける権利を有することを証する書類です。大切に保管しておいてください。

2 この年金証書をなくしたり、破いたり、またはよごしたりしたときは、船員保険の事務を取扱っているお近くの年金事務所に申請して再交付を受けることができます。

3 受給権者が死亡したときは、遺族の方が、速やかに死亡届および死亡に関する証明書とともに、この年金証書を船員保険の事務を取扱っているお近くの年金事務所にご提出ください。

表記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、年金請求書の提出先（市区町村、年金事務所）の所在地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省管内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でない限り、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※ 同封の「冊子」をよくお読みください。

国民年金・厚生年金保険 初回支払額のお知らせ

平成 年 月にお支払いします
年金の支払額の内訳に
ついて、お知らせいたします。

年金証書の
基礎年金番号・年金コード
平成 年 月 日

様

	項 目	金 額	
①	定 期 支 払 額	円	
②	さかのぼって支払われる額	円	
③	社会保険料額 円	介護保険料額	円
		国民健康 保険料(税)額	円
		長寿医療 保険料額※	円
④	所 得 税 額	円	
⑤	個 人 住 民 税 額	円	
⑥	調整させていただく額 (または加給年金額に ついて差止している額) 円	⑦今回の支払いで調整 した額(または加給 年金額について差止 している額)	円
		⑧次回以降の支払い で調整させていた だく額	円
⑦	控 除 後 支 払 (振 込) 額 (①+②-③-④-⑤-⑥の⑦)	円	

※「長寿医療保険料額」は、後期高齢者医療制度の保険料額の通称です。

上記項目の①②⑥の内訳は以下のとおりです。

の① 区② 分⑥	計 算 基 礎 期 間 年 ・ 月 ～ 年 ・ 月	⑧ 月数	⑨ 支払年金額または 変更後支払年金額	⑩ 変 更 前 支 払 年 金 額	⑪ 差引支払年金額 (⑨-⑩)	⑫ お支払いする額(注)
		月	円	円	円	円

(注) ⑫については、各年の支払期(2・3月、4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月)ごとに計算をした金額の合計です。

詳細な説明は裏面をお読みください。

厚生労働省年金局

[お問い合わせ先] 日本年金機構

このお知らせについて

このお知らせは、はじめて年金を受けられる方、またはいままで受けていた年金の年金額(支払額)について過去の方までさかのぼって変更があった方へ、今回支払いとなる年金額の内訳をお知らせするものです。
 なお、このお知らせをご覧になるときは、これまでお送りしました年金証書、振込(送金)通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書をご参照ください。
 また、加給年金額の支払いが差止となっている方は、「厚生年金保険加給年金額の支払いの一時差止について」を参照しながら、一緒にご覧ください。

記載事項の説明

- (1) ①欄の「定期支払額」とは、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の前月までの2か月分の支払額です。
 なお、その計算の内訳は、「①②⑥の区分」欄に「1」と表示されているところに記載しています。
- (2) ②欄の「さかのぼって支払われる額」とは、さかのぼって年金が決定された場合の前回の定期支払までの支払額、あるいはさかのぼって増額改定された場合等の前回の定期支払までの差額です。
 なお、その計算の内訳は、「①②⑥の区分」欄に「2」と表示されているところに記載していますが、その理由については、別にお送りしました年金決定通知書・支給額変更通知書とあわせてご覧ください。
- (3) ⑥欄の「調整させていただく額」とは、さかのぼって減額改定された場合等、前回の定期支払までの過払額あるいは、これまでに過払額を返していただいている場合の未返済額です。
 なお、その計算の内訳は、「①②⑥の区分」欄に「3」と表示されているところに記載していますが、その理由については、別にお送りしました年金決定通知書・支給額変更通知書とあわせてご覧ください。
 「④次回以降の支払いで調整させていただく額」とは、「調整させていただく額」が今回の定期支払額の2分の1の額より多いため、「定期支払額」の2分の1の⑦の額だけを今回返していただき、残額については、次回以降の支払いで返していただくこととした額です。
- (4) 「計算基礎期間」欄の年月の前に「*」の印がある場合は、支払開始年月が5年以上前にさかのぼっていることにより、消滅時効に該当した期間があるため、「*」の印の表示がある年月から計算の基礎としていることを表わします。
- (5) 「計算基礎期間」欄の年月の前に「#」の印がある場合は、年金額を改定する理由の生じた時期が、機械で⑩及び⑪欄の計算のできる範囲を超えているため、手計算により算出されたことを表わします。

「支払調整」の説明

支払調整のある場合は、「計算基礎期間」欄に「支払調整」と表示され、次の2桁の番号で、今回の支払いに加算したことあるいは差し引いたことについての理由を表わしています。

「01」	2つ以上の年金の受給権が発生したことに伴い、届出のありました「年金受給選択申出書」にもとづき、さかのぼって選択処理を行うことになったため、前に受けていた年金の過払額あるいは未払額を今回の支払額で調整したことを表わします。
「03」	支払機関を銀行から郵便局に変更する旨の届出があり、あらかじめ郵便局でお支払いしたことを表わします。
「04」	送金通知書の支払期限が過ぎたため、郵便局で支払いを受けられなかった旨の申出があり、あらかじめお支払いしたことを表わします。
「06」	年金の決定内容の訂正があったために、今までに支払った額を今回の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
「33」	死亡された方が受けていた年金の過払額を、今回の遺族基礎年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
「36」 「38」	いままで受けていた年金の過払額を、今回の年金の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
「41」	さきに「厚生年金保険加給年金額の支払いの一時差止について」でお知らせしましたとおり、加給年金額の対象者となっている配偶者にかかる記載がないことにより、加給年金額の支払いを一時差止していることを表わします。 なお、この場合、⑥欄には、今回の定期支払額から支払いを差止している加給年金額相当額を記載しております。
「51」	今回の支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整したことを表わします。この額には、前回の通知でお知らせした「次回以降の支払いで調整させていただく額」を含んでいますが、今回の支払いの前に増額改定または減額改定があった場合には、前回の通知でお知らせした額と異なることがあります。
上記以外の番号	その他の理由により、過払額及び未払額を、今回の支払額で調整したことを表わします。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

ナビダイヤル

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
 ※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし、IP電話・PHS・携帯電話の場合は、全額お客様の負担となります。

(受付時間)

○月～金曜日：午前8：30～午後5：15
 ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付
 ○第2土曜日：午前9：30～午後4：00
 ※祝日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合う場合がございます。
 ねんきんダイヤルは、週の後半または月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。
 ※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

- 1 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問い合わせ
- 2 年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込・年金の請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

国民年金・厚生年金保険 初回支払額のお知らせ

平成 年 月にお支払いします
年金の支払額の内訳に
ついて、お知らせいたします。

年金証書の
基礎年金番号・年金コード
平成 年 月 日

様

	項 目	金 額	
①	定 期 支 払 額	円	
②	さかのぼって支払われる額	円	
③	社会保険料額 円	介護保険料額	円
		国民健康 保険料(税)額	円
		長 寿 医 療 保険料額※	円
④	所 得 税 額	円	
⑤	個 人 住 民 税 額	円	
⑥	今回の支払いで調整した額	円	
	〔 次回以降の支払いで調整させていただく額があるとき は、後日連絡します。 〕		
⑦	控 除 後 支 払 (振 込) 額 (①+②-③-④-⑤-⑥)	円	

※「長寿医療保険料額」は、後期高齢者医療制度の保険料額の通称です。

上記項目の①②⑥の内訳は以下のとおりです。

の① 区② 分⑥	計 算 基 礎 期 間 年 ・ 月 ～ 年 ・ 月	⑧ 月数	⑨ 支払年金額または 変更後支払年金額	⑩ 変 更 前 支 払 年 金 額	⑪ 差引支払年金額 (⑨-⑩)	⑫ お支払いする額(注)
		月	円	円	円	円

(注) ⑫については、各年の支払期(2・3月、4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月)ごとに計算をした金額の合計です。

詳細な説明は裏面をお読みください。

厚生労働省年金局

〔お問い合わせ先〕 日本年金機構

このお知らせについて

このお知らせは、はじめて年金を受けられる方、またはいままで受けていた年金の年金額(支払額)について過去の分までさかのぼって変更があった方へ、今回支払いとなる年金額の内訳をお知らせするものです。

なお、このお知らせをご覧になるときは、これまでお送りしました年金証書、振込(送金)通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書をご参照ください。

記載事項の説明

- (1) ①欄の「定期支払額」とは、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の前月までの2か月分の支払額です。
なお、その計算の内訳は、「①②⑥の区分」欄に「1」と表示されているところに記載しています。
- (2) ②欄の「さかのぼって支払われる額」とは、さかのぼって年金が決定された場合の前回の定期支払までの支払額、あるいはさかのぼって増額改定された場合等の前回の定期支払までの差額です。
なお、その計算の内訳は、「①②⑥の区分」欄に「2」と表示されているところに記載していますが、その理由については、別にお送りしました年金決定通知書・支給額変更通知書とあわせてご覧ください。
- (3) ⑥欄の「今回の支払いで調整した額」とは、さかのぼって減額改定された場合等、前回の定期支払までの過払額あるいは、これまでに過払額を返していただいている場合の未返済額のうち、今回の支払いで返していただいた額です。
なお、その計算の内訳は、「①②⑥の区分」欄に「3」と表示されているところに記載していますが、その理由については、別にお送りしました年金決定通知書・支給額変更通知書とあわせてご覧ください。
「(次回以降の支払いで調整させていただく額があるとき)」とは、例えば、死亡された方の老齢年金に過払いが生じている場合、その額をあなたが受給される遺族厚生年金の支払額から差し引くこととなりますが、その調整処理がまだ行われていない場合などです。
- (4) 「計算基礎期間」欄の年月の前に「*」の印がある場合は、支払開始年月が5年以上前にさかのぼっていることにより、消滅時効に該当した期間があるため、「*」の印の表示がある年月からを計算の基礎としていることを表わします。
- (5) 「計算基礎期間」欄の年月の前に「#」の印がある場合は、年金額を改定する理由の生じた時期が、機械で⑩及び⑪欄の計算のできる範囲を超えているため、手計算により算出されたことを表わします。

「支払調整」の説明

支払調整のある場合は、「計算基礎期間」欄に「支払調整」と表示され、次の2桁の番号で、今回の支払いに加算したことあるいは差し引いたことについての理由を表わしています。

[01]	2つ以上の年金の受給権が発生したことに伴い、届出のありました「年金受給選択申出書」にもとづき、さかのぼって選択処理を行うことになったため、前に受けていた年金の過払額あるいは未払額を今回の支払額で調整したことを表わします。
[03]	支払機関を銀行から郵便局に変更する旨の届出があり、あらためて郵便局でお支払いしたことを表わします。
[04]	送金通知書の支払期限が過ぎたため、郵便局で支払いを受けられなかった旨の申出があり、あらためてお支払いしたことを表わします。
[06]	年金の決定内容の訂正があったために、今までに支払った額を今回の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
[33]	死亡された方が受けていた年金の過払額を、今回の遺族基礎年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
[36] [38]	いままで受けていた年金の過払額を、今回の年金の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
[51]	今回の支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整したことを表わします。この額には、前回の通知でお知らせした「次回以降の支払いで調整させていただく額」を含んでいますが、今回の支払いの前に増額改定または減額改定があった場合には、前回の通知でお知らせした額と異なることがあります。
上記以外の番号	その他の理由により、過払額及び未払額を、今回の支払額で調整したことを表わします。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし、IP電話・PHS・携帯電話の場合は、全額お客様の負担となります。

(受付時間) ○月～金曜日：午前8：30～午後5：15
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7：00まで受付
○第2土曜日：午前9：30～午後4：00
*祝日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合う場合がございます。
ねんきんダイヤルは、週の後半または月の後半がなくなりやすくなっております。どうぞご利用ください。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

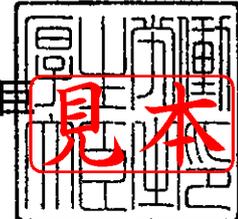
- 1 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問い合わせ
- 2 年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込・年金の請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

決定年月日	年 月 日
手当金整理番号	

様

厚生労働大臣



厚生年金保険障害手当金決定通知書

あなたから請求(平成 年 月 日第 号)のありました障害手当金について、次のとおり厚生労働大臣が決定しましたので通知します。なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、あなたが裁定請求書を提出した年金事務所所在地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定通知書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この処分の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

障害手当金額	円	被保険者期間の月数	月	1. 2. 4. 5. 6種	3. 7種
				月	月
平均標準報酬月額	円	平均標準報酬月額	円	1. 2. 4. 5. 6種	3. 7種
				円	円
計 算 方 法	平均標準報酬月額は原則として昭和32年10月以後の標準報酬月額を平均したものです。				
	$\left[(\text{円} \times \text{被保険者期間の月数}) + \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数} \right) \right] \times \frac{150}{100}$				
	(注) 被保険者期間の月数が240月に満たない場合は240月として計算します。				
該当条文	厚生年金保険法 第 条 第 項	廃疾の程度	法別表第2の	号該当	生年月日
受給権発生日	年 月 日	年金手帳の基礎年金番号			
備 考					

国民年金・厚生年金送金通知書
Notice of National Pension/Employees' Pension (Remittance)

あなたの年金は、右記のとおり送金しましたので通知いたします。
This is to notify you that your pension payment has been remitted as is shown on the right.

	支払額(円) Amount of Payment (yen)	所得税額(円) Income Tax (yen)	差引支払額(円) Net Payment(yen)
基礎年金 Basic Pension			
厚生年金 Employees' Pension			
合計 Total			

日本年金機構

Japan Pension Service

(〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24)

(3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku, Tokyo 168-8505)

電話+81-3-6700-1165

Tel:+81-3-6700-1165

年 月 日
Year Month Day



官署支出官 Disbursing Officer

厚生労働省年金局事業企画課長

Director of Operations Planning Div. Pension Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(裏面の注意事項をよくお読みください。)
(See notes on the reverse side.)

(注意事項)

Notes

- 金融機関への送金は、表面に記載された年月日より遅れます。
また、基礎年金と厚生年金は、別々に送金されます。
The actual deposit of the payment to your bank account will be some time later than the date shown on the front.
The Basic Pension and Employees' Pension will be remitted separately.
- 次のようなときは、わすれずに文書等で日本年金機構に届出してください。
Please remember to notice Japan Pension Service in writing, etc. if any of the following cases occurs.
 - 氏名、住所が変わったとき
If you change your name or address
 - 遺族年金を受けている方が婚姻したとき、養子縁組をしたときまたは離縁したとき
If a person receiving survivors' pension gets married, pursues an adoption or gets divorced
 - 年金を受けている方が死亡したとき
If a person receiving pension payments dies
 - 金融機関の合併等により、銀行名、支店名等が変更されたとき
If the bank name or branch name, etc. are changed by consolidation of financial institutions, etc

この送金通知書は、受給者の方本人に日本円での支払年金額を通知するもので、この通知を金融機関に持参しても、これにより年金を受領することはできません。

This Notice of the Remittance is to inform the beneficiary of the amount of payment in Japanese yen: financial institutions will not make the payment in exchange for the presentation of this Notice.

厚生年金送金通知書

Notice of Employees' Pension (Remittance)

あなたの年金は、右記のとおり送金しましたので通知いたします。

This is to notify you that your pension payment has been remitted as is shown on the right.

支 払 額 (円) Amount of Payment (yen)	
所 得 税 額 (円) Income Tax (yen)	
差 引 支 払 額 (円) Net Payment (yen)	

日本年金機構

Japan Pension Service

(〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24)

(3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku, Tokyo 168-8505)

電話+81-3-6700-1165

Tel:+81-3-6700-1165

年 月 日
Year Month Day



官署支出官 Disbursing Officer

厚生労働省年金局事業企画課長

Director of Operations Planning Div, Pension Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(裏面の注意事項をよくお読みください。)

(See notes on the reverse side.)

(注意事項)

Notes

- 1 金融機関への送金は、表面に記載された年月日より遅れます。
The actual deposit of the payment to your bank account will be some time later than the date shown on the front.
- 2 次のようなときは、わすれずに文書等で日本年金機構に届出してください。
Please remember to notice Japan Pension Service in writing, etc. if any of the following cases occurs.
 - (1) 氏名、住所が変わったとき
If you change your name or address
 - (2) 遺族年金を受けている方が婚姻したとき、養子縁組をしたときまたは離縁したとき
If a person receiving survivors' pension gets married, pursues an adoption or gets divorced
 - (3) 年金を受けている方が死亡したとき
If a person receiving pension payments dies
 - (4) 金融機関の合併等により、銀行名、支店名等が変更されたとき
If the bank name or branch name, etc. are changed by consolidation of financial institutions, etc

この送金通知書は、受給者の方本人に日本円での支払年金額を通知するもので、この通知を金融機関に持参しても、これにより年金を受領することはできません。

This Notice of the Remittance is to inform the beneficiary of the amount of payment in Japanese yen: financial institutions will not make the payment in exchange for the presentation of this Notice.

記載事項の説明

〈国年〉

- 1 「保険料納付・免除月数」欄に（ ）書があるときは、当該欄の上欄「年金加入期間」に保険料未納の期間があり、その期間を除いた期間（保険料納付又は免除期間）を示します。
- 2 「備考」欄に「沖縄期間1～5アリ」の記載があるときは、昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの期間が保険料免除期間とみなされたことを示します。

〈厚年〉

◎ 「期間の種類」が「第3種」の場合の被保険者期間

①昭和61年3月31日以前の被保険者期間

坑内夫としての被保険者であった月数を4/3倍したものです。なお、昭和19年1月1日から昭和20年8月31日までは被保険者であった月数を4/3倍し、それに1/3倍したものが戦時加算として加算されます。

②昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの被保険者期間

被保険者であった月数を6/5倍したものです。

③平成3年4月1日以降の被保険者期間

被保険者であった月数と同じです。

〈船員〉

1 昭和61年3月31日以前の被保険者期間

被保険者であった月数を4/3倍したものです。

ただし「期間の種類」が「第※2種」の場合は、戦時加算として被保険者であった月数1か月につき1/3か月を加算し、それを4/3倍したものです。

「期間の種類」が「第※4種」の場合は、戦時加算として被保険者であった月数1か月につき2か月を加算し、それを4/3倍したものです。

「期間の種類」が「第※6種」の場合は、戦時加算として被保険者であった月数1か月につき1か月を加算し、それを4/3倍したものです。

2 昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの被保険者期間

被保険者であった月数6/5倍したものです。

3 平成3年4月1日以降の被保険者期間

被保険者であった月数と同じです。

〈厚た、厚鉄、厚電、船鉄、船電〉

1 日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合が厚生年金に統合されたことに伴い、厚年期間及び船員期間とみなされる期間です。

2 昭和61年3月31日以前に、共済組合に加入していた期間と厚生年金被保険者期間の重複がある場合はそのまま出力されます。

この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で年金加入期間確認請求書の提出先の所在地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

被保険者記録照会回答票

〒

⑬ 年 月 日現在の加入記録です。

生 年 月 日 年 月 日

性 別

基礎年金番号

年金手帳記号番号

国民年金

厚生年金保険

船員保険

加入制度	① お勤め先の名称又は共済組合名等						② 資格所得年月日		③ 資格喪失年月日		④加入月数
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ⑤ 国民年金 ⑥ 厚生年金保険 ⑦ 船員保険 ⑧ 年金加入期間合計 (⑤+⑥+⑦) </div>											
納付済月数	全額免除月数	4分の3 免除月数	半額免除月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	⑧年金加入 期間合計 (⑤+⑥+⑦)
⑨ 国民年金の加入月数の合計 →											
⑩ 共済組合等加入月数						⑪ 合計加入期間 (⑧+⑩)		注：「⑩共済組合等加入月数」は、共済組合から日本年金機構に登録されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。			
⑫ 備考											

被保険者記録照会回答票の見方

1 「①お勤め先の名称又は共済組合名等」欄について

(1) 「任意継続」

厚生年金保険被保険者期間のうち、次の期間を表します。

- ① 第4種被保険者……………任意継続被保険者
- ② 船員任意継続被保険者……………船員であった人の任意継続被保険者

(2) 「共済組合に移管済」

厚生年金保険に加入されていた方が、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合や農林漁業団体職員共済組合等が設立されたこと等により、これらの共済組合の組合員となることから、それまでの厚生年金保険の被保険者期間は共済組合の組合員期間となります。

よって、「共済組合に移管済」の期間は被保険者期間となりません。

(3) 「厚生年金基金加入期間」

厚生年金に加入されていた期間を（ ）内に再掲しています。

2 「④加入月数」欄について

「*」印がある月数については、同じ時期に2つ以上の事業所に勤務していた期間がある場合に表示されます。

この場合、期間が重複しないよう整理したうえ、月数を表示しています。

3 「⑤国民年金」欄について

(1) 「納付済月数」について

保険料納付済期間のうち、前納期間については納付月の全て、第3号被保険者期間については表面右上⑬欄の年月日の属する年度の末日までの期間を合計して表示しています。

(学生納付特例期間のうち保険料を追納した期間を含む。)

(2) 「全額免除月数」欄について

⑬欄の作成年月日の前月までの保険料全額免除期間の合計を表示しています。

(3) 「4分の3免除月数」欄、「半額免除月数」欄、「4分の1免除月数」欄について

保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び4分の1免除期間(それぞれ前納期間を含む。)の合計を表示しています。

4分の3免除月数……………4分の1納付済の月数のことをさします。

半額免除月数……………半額納付済の月数のことをさします。

4分の1免除月数……………4分の3納付済の月数のことをさします。

(4) 「学生納付特例月数等」欄について

⑬欄の作成年月日の前月までの学生納付特例期間と若年者納付猶予期間の合計を表示しています。

4 「⑥厚生年金保険」の「加入期間」欄について

厚生年金保険の第3種被保険者期間(坑内作業に従事する被保険者または船舶に使用される被保険者)の期間については、昭和61年3月までの期間は実期間の3分の4倍とし、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は実期間の5分の6倍として換算しますので、その換算された月数を用いた被保険者期間を表示しています。

5 「⑧年金加入期間合計」欄について

⑧欄は、⑤欄の国民年金の「納付済月数」から「学生納付特例月数等」までの合計、⑥欄の厚生年金保険の加入期間及び⑦欄の船員保険の加入期間の合計を表示しています。

6 「⑨国民年金の対象月数」欄について

⑬欄の作成年月日の前月までの国民年金の加入期間(保険料未納期間を含む。)の合計を表示しています。

7 「⑩共済組合等加入月数」欄について

共済組合等から日本年金機構に情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。

8 「⑪合計加入期間」欄について

共済組合等加入月数を含めた年金加入期間の合計月数です。老齢年金の受給には原則25年(300月)以上の期間が必要です。

9 「⑫備考」欄について

(1) 「脱退手当金」

この期間は被保険者期間となりません。

なお、大正15年4月2日以降に生まれた方は、昭和61年4月1日以前に脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以降の期間は、昭和61年4月以降に国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金の受給資格の合算対象期間となります。

(2) 「外国人脱退一時金」

この期間は被保険者期間となりません。

基礎年金番号通知書

基礎年金番号

氏 名

生 年 月 日

性 別

交付年月日

切

取

線

日 本 年 金 機 構



切 取 線

基礎年金番号のお知らせ

あなた様の基礎年金番号は右の「基礎年金番号通知書」に記載されているとおりです。

今後、共済組合や国民年金・厚生年金保険に関する各種の届出や年金の請求・問い合わせなどをされるときは、この基礎年金番号をご使用ください。

(裏面もお読みください。)

年金手帳をお持ちの方は、
年金手帳の表紙の裏面に貼付
して保管してください。

この通知書は、あなた様の「基礎年金番号」をお知らせするものです。

「基礎年金番号」は、共済組合、国民年金または厚生年金保険の加入者および年金受給権者の皆様一人一人に付けられた「一人に一つ」の番号です。

今後、あなた様が共済組合や国民年金・厚生年金保険に関して届出や年金相談、年金の請求手続等を行う場合に必ず必要となりますので、この「基礎年金番号通知書」は、「切取線」の部分から切り離して大切に保管してください。

切 取 線

「基礎年金番号」は、原則として、国内に居住する20歳以上の方全員に付けられた公的年金制度に共通の「一人に一つ」の番号です。

地方公務員共済組合の組合員の方の場合、当通知書の住所が市区町村名のみ、または変更前の住所となっている場合がありますが、住所変更の届出は不要です。

お 願 い

このお知らせのつぎのところについてお手数ですが確認をお願いします。

- ・ 氏 名
- ・ 生 年 月 日
- ・ 性 別
- ・ 住 所

上記項目に誤りのある方は、以下へ届け出teいただくようお願いします。

- ・ 共済組合員(加入員)の方
…勤務先の共済事務担当者
- ・ 共済年金受給権者の方
…共 済 組 合 等

基礎年金番号に関する問と答

問1 基礎年金番号とはなんですか？

答 かつては、国民年金・厚生年金保険（船員保険）・共済組合の各年金制度では、加入する年金制度ごとに加入者に年金番号が付けられて、加入記録が別々に管理されていました。平成9年1月からは、すべての年金制度に共通して使用する「**基礎年金番号**」が設けられ、加入記録の確認等を基礎年金番号により行うことができるようになりました。

今後、転職や退職などで加入する年金制度を移った場合には、必ずこの基礎年金番号により届出をしてください。それにより、一つの基礎年金番号に年金加入記録が統合されますので、国民年金・厚生年金保険の年金相談や年金の決定がスムーズになります。

なお、共済組合等加入期間がある方については、「問5」をご参照ください。

問2 私に基礎年金番号の通知が送られてきたのは、なぜですか？

答 共済組合等から厚生労働省へ提供された情報に基づき、基礎年金番号をお持ちでない①共済組合の加入者、②共済年金受給権者および加給年金額の対象となった配偶者の方、または、③共済組合等に対し年金を請求された方に新たに基礎年金番号を付し通知を差上げました。

問3 いま持っている年金手帳はどうすればよいのですか？

答 過去に国民年金や厚生年金保険に加入され、年金手帳をお持ちの方はいままでどおり大切に保管してください。また、「基礎年金番号通知書」は切取線から切り離して年金手帳の表紙の裏に貼付しておいてください。

なお、年金制度への加入が共済組合（日本私立学校振興・共済事業団も含みます）のみの方には、年金手帳の交付はされません。

問4 この基礎年金番号通知書が送られてきたことによりなにか手続が必要ですか？

答 手続きの必要はありません。ただし、印刷されているあなたの氏名・生年月日・性別・住所に誤りがある場合は、次のところへ届け出てください。

- ・共済組合員（加入者）→ 勤務先の共済事務担当者
- ・共済年金受給権者 → 各共済組合等

なお、職場を経由して受け取られた場合で、住所が「市区町村名のみ」、または「変更前の住所」の記載であっても誤りではありませんので住所変更の届出は不要です。

（住所が「市区町村名のみ」の記載となっているものは、地方公務員共済組合のうち一部の組合が厚生労働省への住所情報の提供を「市区町村名のみ」としていることによるものです。）

問5 今後、共済組合員番号や年金証書の番号はいらなくなってしまうのですか？

答 共済組合員番号や共済組合の年金証書番号は、基礎年金番号と併せて、今後も引き続き使用していただくこととなります。

共済組合員の場合は、基礎年金番号と共済組合員番号、共済年金受給権者は、基礎年金番号と共済組合の年金証書番号のそれぞれ複数の番号を持つこととなります。

基礎年金番号に関するご質問・お問い合わせ

基礎年金番号について、この「基礎年金番号に関する問と答」をお読みいただいたうえで、なおご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

〒181-8501 東京都三鷹市下連雀5-7-1 NTTデータ三鷹ビル3階

日本年金機構 記録管理部

☎0422-43-8211

※ お問い合わせは、月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）の午前9時から午後5時までの間をお願いします。

※ 照会が多く寄せられ、電話がかかりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 電話番号は、よくお確かめのうえ間違いのないようご注意ください。

ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

年金受給者であり現役被保険者の方用
(全期間再交付版)

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の年金加入
記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」です

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】	(累計額)	円

お示している年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

ねんきん定期便に関するお問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ IP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。こちらの番号におかけいただいた場合は、通常の通話料金となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ※ 代理人（二親等以内）の方がお問い合わせいただく場合は、ご本人の照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号が必要となります。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで

（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

「ねんきんネット」サービスがスタートしました！

わずか5分で利用登録。その瞬間からご利用できます。

- いつでも、最新の年金記録が確認できます！
24時間いつでも、ねんきん定期便よりも新しい年金記録を確認できます。今後「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。
- 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！
画面の指示に従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。
- 将来の年金額が試算できます！
「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」といった知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

インターネットのご利用の難しい方は、お近くの年金事務所のほか、一部の市区町村や郵便局でも年金記録をご確認いただけます。詳細は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認ください。

「ねんきんネット」サービス <https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

The screenshot shows the 'ねんきんネット' (Nenkin-Net) website interface. At the top, there's a search bar and navigation tabs like 'ねんきんネットトップ', '年金記録照会', and '私の履歴整理表作成'. The main content area is titled '年金記録照会' (Annual Pension Record Confirmation). Below this, there's a section for '各月の年金記録の情報' (Monthly Pension Record Information) with a table showing records for years from Heisei 15 to Heisei 21 and ages from 20 to 26. The table columns represent months from April to March. A '強調表示しない' (Do not highlight) button is visible at the bottom right of the table area.

これまでの『年金加入履歴』です
 お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 (裏面の解説もご覧ください)

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
 ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。 </div>					

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
								()	()			
国民年金被保険者期間 における未納月数(※)			付加保険料納付月数 (再掲)									

【備考欄】

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年…国民年金 ◆厚年…厚生年金保険 ◆船保…船員保険

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方)の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社(事業所)名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別(「第1号被保険者」等)を表示しています。

会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3/4免除、半額免除および1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。(※坑内員または船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります。)

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、あなた様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

○ 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的決め直されます。※

※【定期的に決め直される標準報酬月額】

平成14年度までは、5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として10月から適用されます。
平成15年度以降は、4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として9月から適用されます。

また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) 「ねんきん定期便に関するQ&A」でご覧いただけます。

注1) 標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっております（年度により異なります）、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合→62万円、下限を下回る場合→9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)でご覧いただけます。

○ 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給与、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

2 標準賞与額について

平成15年4月から、賞与からも（厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の）保険料をお支払いいただき、年金額に計算することになっていますが、保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっております、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円として決定しています。（注2）

注2) 平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない（標準賞与にはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には記載していません。

3 保険料の計算方法と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算され、事業主と被保険者で折半して負担します。（1円未満の端数の取扱いについては、お勤め先によって負担方法が異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています。）

また、被保険者が負担する保険料は一般的には事業主が給与等から控除し、事業主がまとめて保険者（国）に納付します。

なお、平成7年4月より、育児休業中における被保険者本人が負担する保険料は免除されていますので、保険料納付額には含まれていません。

国民年金保険料の納付状況の見方

〔 納付済月数等の内訳欄の見方 〕

年度別に次の月数を表示しています。

- ① 納付 国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- ② 免除 国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、3/4免除、1/4免除され、残りを納めた月数です。（注1）
- ③ 学生納付特例等 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です。（注2）
- ④ 計 ①～③の合計月数です。
- ⑤ 未納 国民年金保険料を納めていない月数です。（半額免除、3/4免除および1/4免除されたが、残りを納めていない月数を含みます。）

※ 作成日より前に納付された場合であっても、事務手続きに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示される場合がありますのでご容赦ください。現時点の納付記録は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認できます。

（注1）半額免除制度については平成14年4月から、3/4免除および1/4免除の多段階免除制度については平成18年7月から実施しています。

（注2）学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。
なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

〔 月別納付状況欄の見方（表示の説明） 〕

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含まれます。）
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。（作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。）
/	国民年金に加入していない期間の表示です。厚生年金保険、共済組合等に加入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている期間の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されているが、残りの1/4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている期間の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されているが、残りの3/4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3/4未」、「1/4未」については、未納期間です。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ先



『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！
0570-058-555

- ※ 大変申し訳ありませんが、一般の固定電話からおかけいただいた場合、接続先にかかわらず市内通話料金のご負担をいただきますようお願いいたします。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合は、通常の通話料金となります。
- ※ IP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。こちらの番号におかけいただいた場合は、通常の通話料金となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- ※ 代理人（二親等以内）の方がお問い合わせいただく場合は、ご本人の照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

ねんきん特別便等の未回答の方、ご回答をお願いします。

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、皆様は年金記録を確認していただくために、下の表にあるお知らせをお送りしてまいりました。
- これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨のご回答をいただいた方のうち、多くの方の年金記録が回復しています。
- まだ回答を出されていない方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封しております「年金加入記録 回答票」によりご回答いただきますようお願いいたします。

お送りしたもの	対象者
○「ねんきん特別便」(水色または黄緑色の封筒)	年金に加入している方及び加入していた方
○「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)	未統合記録の持ち主と思われる方

「ねんきん定期便」パンフレット

1 「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」をお届けします。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 共済組合員記録については、「もれ」ではありませんので回答の必要はありません。

2 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の加入記録を十分にご確認ください。(2～5ページを参照)

◆わからないことがあれば、『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』にお問い合わせください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

◎ 「もれ」や「誤り」がない

「年金加入記録 回答票」
に記入してください。
(「年金加入記録 回答票」の裏面を参照)



※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。

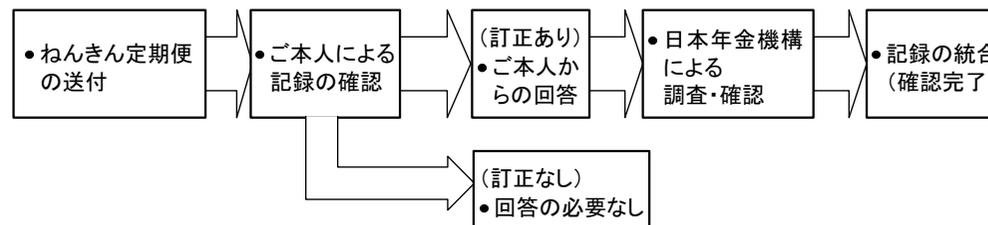
回答の必要はありません。

「年金加入記録 回答票」をご返送ください。

「年金加入記録 回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当期間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

「ねんきん定期便」の送付から記録の統合までの流れ(イメージ)

※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。



これまでの年金加入期間について

《国民年金 第1号被保険者》

◆ 未納月数は納付済月数には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)

◆ 前納は納付済月数に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

◆ 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者)制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金保険・共済組合等の加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。

なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体(厚生年金保険・共済組合等の被保険者)が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。

204 配偶者の方が資格喪失(退職など)した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合(年収見込額が130万円以上の場合等)には、被保険者資格の変更手続きが必要です。

また、配偶者の方が厚生年金保険・共済組合等の被保険者であっても、65歳以上(年金を受ける権利がある方)である場合は被保険者の変更手続きが必要です。

変更手続きがお済みかどうか、ご確認ください。

◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていますが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。

届出の確認等につきましては、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金や遺族年金を受給している方は、将来、老齢年金を受けられるようになった時に、どちらかを選択していただくなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくこととなります。詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

照会番号

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の年金加入
記録に基づき作成されております。

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

「これまでの年金加入期間」です
※このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】		(累計額)
		円

お示している年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。
 ※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
 ※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

これまでの保険料納付額について

《国民年金の保険料納付額について》

加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 付加保険料額を含めて計算しています。
- ② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
- ③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。

《厚生年金保険の保険料納付額について》

加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 被保険者負担分のみを計算しています。
厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。**事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。**
なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。
- ② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。(「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています。)

《旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合について》

旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、**統合日(旧3公社共済組合;平成9年4月1日、農林共済組合;平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。**

4 「これまでの『年金加入履歴』です」の見方

これまでの『年金加入履歴』です
 お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 (裏面の解説もご覧ください)

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
 ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

！年金加入記録をお確かめください。

赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認ください
 いただきたいポイントです。

イ の(空いている期間があります。)と表示
 されている期間は、年金制度に加入されて
 いない期間ですが、この期間に国民年金、
 厚生年金保険、船員保険に加入されていた
 という場合には、加入記録の「もれ」の可能
 性がありますので、十分にご確認ください。
 なお、共済組合等に加入されていた期間も
 同様に表示されますが、「もれ」ではありませ
 ん。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
3	厚年	東京株式会社 6ヶ月間の空白	平成 7. 10. 1	平成 16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成 16. 4. 1	空欄	46

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」でご確認ください。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
 → 企業年金連合会
 (年金相談室：0570-02-2666)
 ※IP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と
 ・現在加入中の方
 → お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

③欄(お勤め先の名称などについて)

◆ 「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)

◆ 前納は納付済月数に計上しています。

◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入期間の合計について)

国民年金の納付済月数および厚生年金保険・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

国民年金の納付状況について

◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便(F-5国ページ)「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方のみ送付しています。)

⑦国民年金							⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	
								()	()		
国民年金被保険者期間における未納月数				付加保険料納付月数(再掲)							

【備考欄】

標準報酬月額について

◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便(F-5厚ページ)「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方のみ送付しています。)

「ねんきん定期便」をお送りいたします

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてお知らせください。（「もれ」や「誤り」が無い場合には、回答の必要はありません。）

前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には、調査中の年金記録は反映されておられません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。

同封物

○ **ねんきん定期便**

「これまでの年金加入期間」です・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-1ページ

これまでの『年金加入履歴』です・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-3ページ

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です（※）・・・・F-5厚ページ

（※）厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封されています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です（※）・・・・・・F-5国ページ

（※）国民年金の加入履歴のある方のみ同封されています。

○ 「ねんきん定期便」パンフレット

○ 年金加入記録回答票、返信用封筒

あなたの照会番号

(※照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

◆◆◆「ねんきんネット」サービスを開始しました◆◆◆

「ねんきんネット」では、24時間いつでも「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できるほか、本年秋からは、「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの」といった知りたい情報もご自宅でご覧になれるような新たなサービスを追加していく予定です。今後「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

下記の「アクセスキー」を使えば、わずか5分で利用登録。その瞬間からご利用できます。ぜひご登録ください。

あなたのアクセスキー

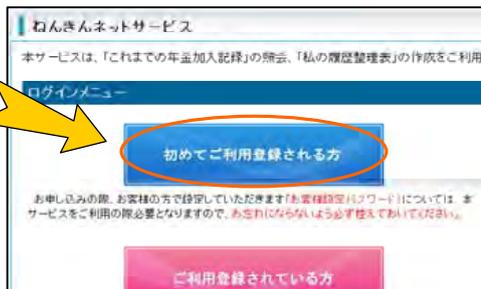
(※アクセスキーを使用した「ねんきんネット」の申込み方法は裏面をご覧ください。)

「ねんきんネット」申込み手順

1 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL: <http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



左記画面(ねんきんネット サービス ページ)が表示されますので「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックします。

なお、「ねんきんネット」サービスのご利用登録は携帯電話からも申込みできます。詳しくは本紙下部に記載している「携帯電話からのユーザID発行申込み」にアクセスしてください。

※即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、3ヶ月です。お早めに申込みをお願いいたします。(期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には5日間程度かかります。)

3 ユーザID発行申込みの情報入力

1 アクセスキーを入力してください。※必須(半角数字で入力してください)

アクセスキー: 0123 4567 8901 2345 6789
(例: 7391 4682 5371 9642 8)

2 基礎年金番号を入力してください。※必須(半角数字で入力してください)

桁	上4桁	-	下6桁	(例)
基礎年金番号	0123	-	456789	0045-135

3 メールアドレスを入力してください。※必須(半角英数字または半角記号で入力してください)

メールアドレス: example@xxxxxx.go.jp
(例: riyuu-toroku@xxxxxx.go.jp)

メールアドレス(再入力): example@xxxxxx.go.jp

※フリーメール(HotmailやYahoo!メールなど)のアドレスはご利用いただけません。

ねんきんネット (申請用トップページ)に戻る

申込み内容を確認

左記画面が表示されますので、本紙の表面下段に記載されている「アクセスキー」と、必要な情報(基礎年金番号、メールアドレス等)を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。クリック後は確認画面が表示され、画面の指示に従い進めて行くことで「ユーザID発行申込み(完了)」画面が表示されます。

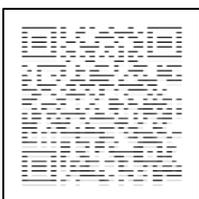
- 情報セキュリティ強化の関係上、フリーメール(インターネットで誰でも無料で取得できるメールアドレス)のご利用はできません。プロバイダー(※)より取得したメールアドレスや携帯電話のメールアドレスを入力してください。
- なお、これらのメールアドレスをお持ちでない場合は、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)」から申込みできます。

※プロバイダーとは、ご自宅でインターネットを利用するために契約する通信業者またはケーブルテレビ業者のことです。

画面イメージは今後変更される場合があります。ご了承ください。

携帯電話からのユーザID発行申込み

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>
バーコード読み取り機能付き携帯電話であれば、下記バーコードがご利用できます。



※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が可能です。(ただし、年金情報はパソコンからご確認ください。)

すでに「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へ

- 平成23年2月以前に「年金個人情報提供サービス」のユーザIDを発行された方は、新しいユーザIDへの切り替えが必要になります。
- 「ねんきんネットサービス」ログイン画面から、すでにお持ちのユーザIDとパスワード(お客様設定パスワード)でログインすると、新しいユーザIDが発行されます。
- なお、今回ご送付した「アクセスキー」でご利用登録を行った場合でも、新しいユーザIDが発行されます(その場合、古いユーザIDは使用できなくなります)。

23年度 年金加入記録 回答票

- ・今回お届けした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、この様式に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。
- ・「もれ」や「誤り」がない場合には、ご返送いただく必要はございません。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ) 氏名	照会番号				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
	ご自宅 ()			ご自宅以外 ()	
電話番号	ご自宅 ()		ご自宅以外 ()		
代理人氏名			代理人連絡先	()	
代理人住所					

2. お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。(わかる範囲で結構です。)

① 該当番号	② 加入制度	(フリガナ) ③ お勤め先の名称	④ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	⑤ 勤務期間または国民年金加入期間	⑥ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

※ ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、日本年金機構年金事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑦ 制度	⑧ 「誤り」のある期間		⑨ 「誤り」の具体的な内容
国 年 厚 年 船 保	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
国 年 厚 年 船 保	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
国 年 厚 年 船 保	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	

(注) 「年金加入記録 回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

「年金加入記録 回答票」の記入例

年金加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合のご記入方法

①欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（「これまでの『年金加入履歴』です」または「最近の月別状況です」の①欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

②欄…加入していた制度を○で囲んでください。

③欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。

国民年金の場合は記入の必要はありません。

④欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。わからない場合は市区町村名でも結構です。

国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

⑤欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

⑥欄…

・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

・婚姻・養子縁組などで氏名が変わる前の記録がもれている場合には、旧氏名をご記入ください。

23年度 年金加入記録 回答票

・今回お届けした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、この様式に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。
・「もれ」や「誤り」がない場合には、ご返送いただく必要はございません。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。（提出年月日 平成 年 月 日）

フリガナ氏名	ネンキン ハナコ		照会番号	987654321012	
	年金 花子		生年月日	昭和 平成 28 年 4 月 2 日	男 女 <input checked="" type="radio"/>
現住所	〒 181-9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21				
電話番号	ご自宅 03 (0000) 0000	ご自宅以外	()		
代理人氏名			代理人連絡先	()	
代理人住所					

2. お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）

①該当番号	②加入制度	③(フリガナ)お勤め先の名称	④お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	⑤勤務期間または国民年金加入期間	⑥年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国年 厚年 船保	カイド カブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	昭和58年 4月 1日から 昭和60年 3月 3日まで	1234-555555 鈴木 花子
7	国年 厚年 船保		東京都渋谷区 年金町1-2	昭和62年 4月 1日から 昭和62年 8月 31日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国年 厚年 船保			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

※ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、日本年金機構年金事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑦制度	⑧「誤り」のある期間	⑨「誤り」の具体的な内容
国年 厚年 船保	昭和 平成 50 年 4 月から 昭和 平成 51 年 3 月まで	左記の期間について未納となっているが、納付していた。 (当時の住所)東京都杉並区高井戸北6-10-9 (当時の年金手帳の記号番号)1234-555555
国年 厚年 船保	昭和 平成 60 年 4 月から 昭和 平成 61 年 3 月まで	左記の期間について標準報酬月額が異なっている。 (誤)45,000 → 昭和60年4月~9月までの月給は、約240,000円だった。 昭和60年10月から昭和61年3月までの月給は、約260,000円だった。
国年 厚年 船保	昭和・平成 年 月から	
国年 厚年 船保	昭和・平成 年 月まで	

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・住所が異なっている場合には、お手数ですが、

- ◆厚生年金保険に加入している方は、勤務先の事業所へ
- ◆国民年金に加入している方は、
・自営業者・学生の方など（第1号被保険者）は、お住まいの市区町村役場へ
・厚生年金保険・共済組合等に加入している方の配偶者（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先の事業所へ
変更のお申し出をお願いします。

代理人について

ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

標準報酬月額や国民年金の納付状況に「誤り」がある場合のご記入方法

⑦欄…標準報酬月額に訂正があり、厚生年金保険の加入期間の場合は「厚年」、船員保険の加入期間の場合は「船保」に○を付けてください。国民年金の納付状況の訂正の場合には「国年」に○を付けてください。

⑧欄…「誤り」があると思われる記録の該当期間を記入してください。詳しくわからない場合には、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

⑨欄…「誤り」の内容について、できるだけ詳しく記入してください。（標準報酬月額の訂正の場合には、当時、実際に受け取っていた月給額等、国民年金の納付状況の訂正の場合には、当時の住所や当時の年金手帳の記号番号等についてご記入願います。）

ねんきん定期便返信用封筒 茶色(定型サイズ)

料金を取人私郵便

119-0111

杉並南支店
承認
5129

差出有効期間
平成25年3月
31日まで
〔切手を貼る必要は
ありません〕

郵便事業株式会社
杉並南支店 私書箱45号

日本年金機構
「ねんきん定期便」係 行

カスタマーサポート

〔23〕

お願い

この封筒には「年金加入
記録 回答票」以外の届書
は同封しないでください。

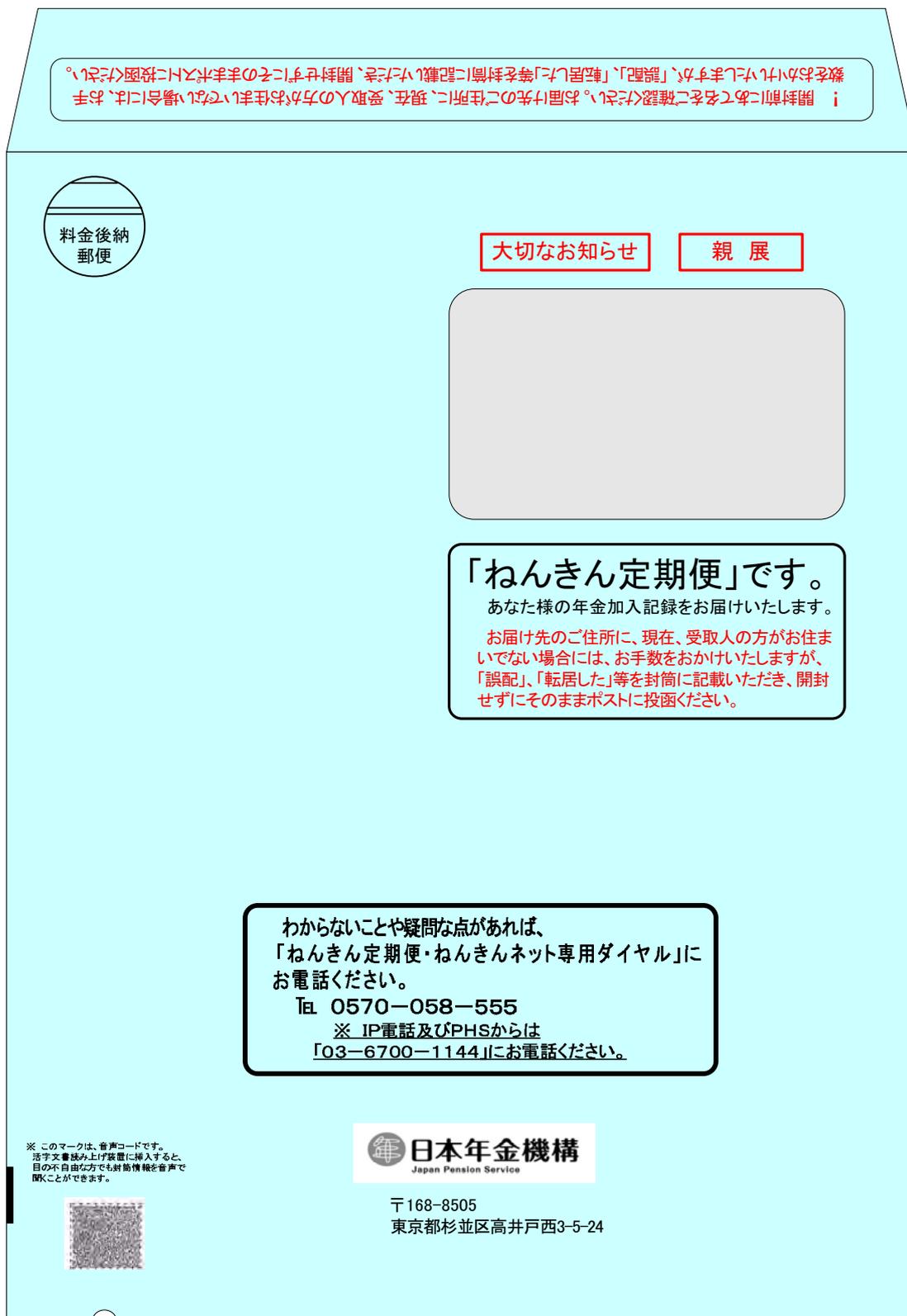
(差出人)

〒 -

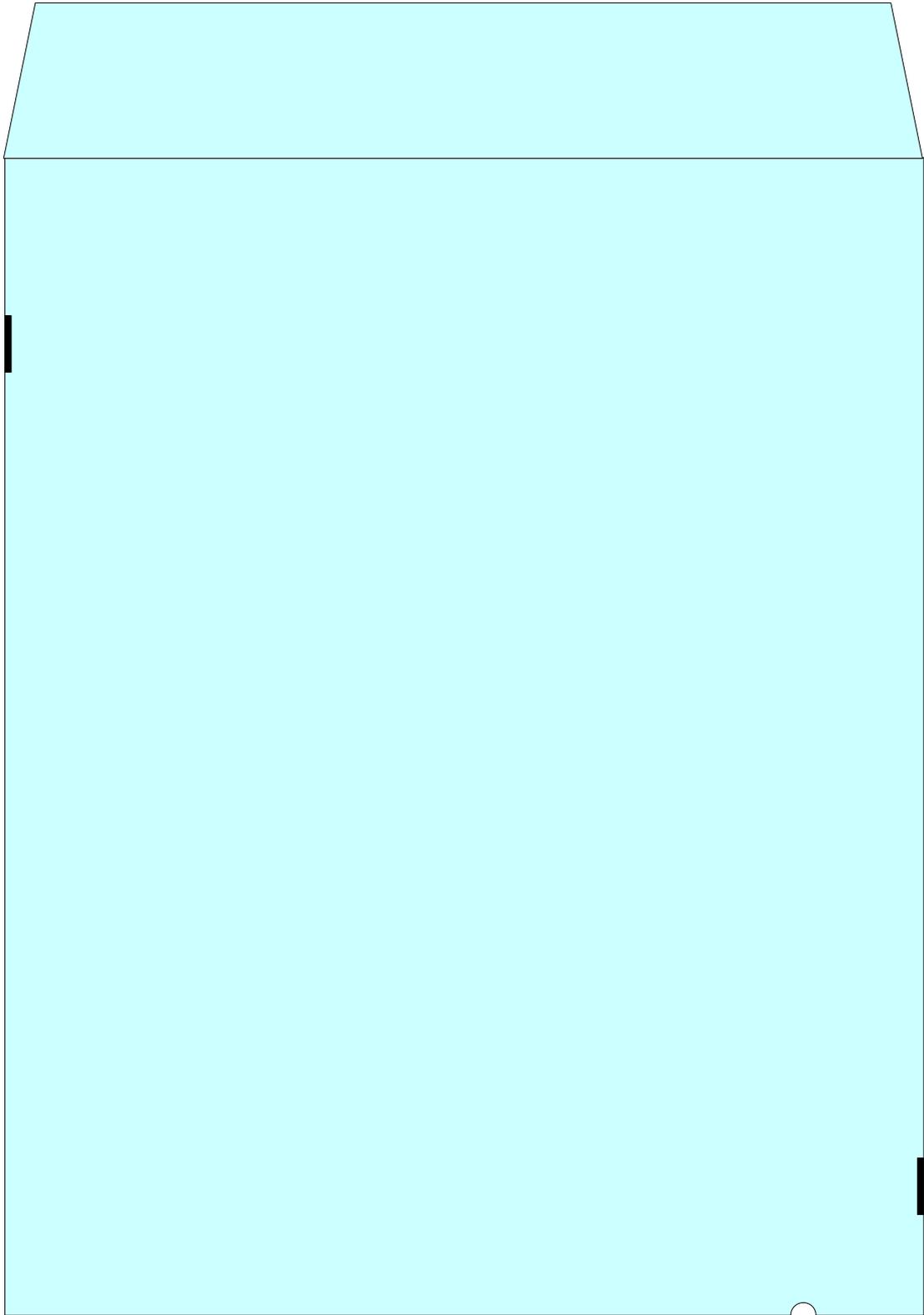
氏名 住所

年金相談マニュアル 通知編

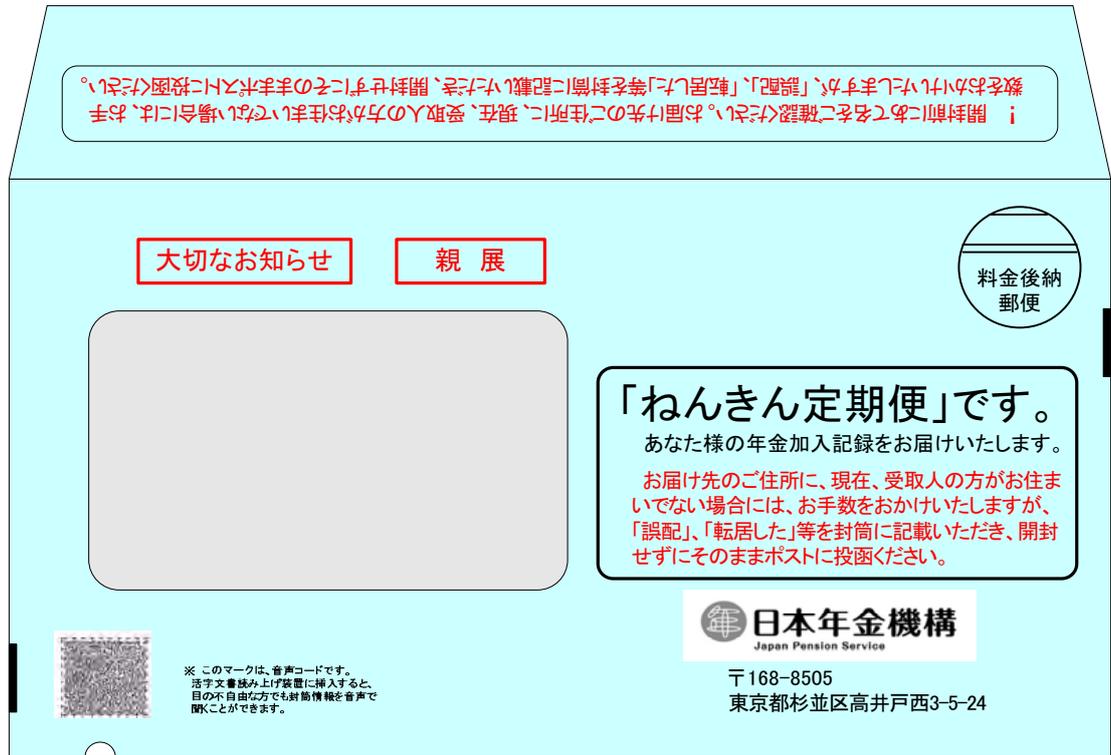
【 表 】



【 裏 】



【 表 】



【 裏 】

